

第4回 庄内町議会議員政治倫理審査会会議録（10月9日）

○石川 保委員長 おはようございます。時間前ではありますが、皆さんお揃いでございますので、ただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席委員は4人全員でございます。したがって、ただ今より庄内町議会議員政治倫理審査会を始めます。

（9時27分 開議）

○石川 保委員長 これまで委員の選任も含めて3回ほどの会議を行っておりますが、本日4回目ということで、本日をもって結論を出したいと思っております。お手元にたたき台ということで文書も用意しておりますので、これらも含めて入りたいと思っております。

ただいまから2の事件に入ります。（1）「庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求について」を議題といたします。

先程も申し上げましたとおりに今回で結論を出したいと思っております。そこでお手元にあります報告書のたたき台も作ってみました。先にこれまでの会議録の関係についても送付をしておりますので、それぞれ皆さんの方で目を通したと思っております。

そこでまず本題に入る前にいろんなところに実は相談をしながら進めている関係もありまして、その内容について少し皆さんの方からご理解をいただきたいということで発言をさせていただきます。

今回の請求の事案も含めて、それぞれの議員、あるいは我々の発言の中でも、他の自治体に関わる関係の部分が出てまいりました。例えばこれは長堀議員の関係で出てきているわけですが、請求者の発言の要旨、それからやり取りの中でも具体的に他の自治体の名前がそのままの形で出てまいりました。公開を旨としている会議でございますし、審査の結果、並びにどういう結末になったのかも含めて公開をすることになっております。

そこで、会議録の関係については発言した内容ですのでそのまま残しておきますが、公開するにあたっては、他の自治体について特定されることのないように、「○○」あるいは「△△」も含めて、そういった表記を使って特定できないようにさせていただきたいと思っております。なお、先程も言ったように、ここの会議の中ではその自治体の名前は出てきますので、これについてはそのままにしておいて分かるようにしておきますが、そういった公開するとき、そういった配慮をしたいということでご理解をいただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○石川 保委員長 それでは、そのように取り扱うことといたします。

そこで、お手元に本職名での議長宛の審査結果報告書として10月9日付、本日付で素案を作ったので、これ副委員長の方から読み上げていただいて、皆さんとともに、最初に確認をしながら進めていきたいと思っております。

それから、どこで切ったりするかも含めて、その流れを見ながらしたいと思っておりますが、まず1回最後まで読むということで、副委員長の方からその作業をしていただきたいと思います。

います。

○國分浩実副委員長 それでは、読み上げます。

令和2年10月9日

庄内町議会

議長 吉宮 茂 殿

庄内町議会議員政治倫理審査会

委員長 石川 保

庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、次の通り決定したので庄内町議会議員政治倫理条例第7条第6項の規定により報告します。

記

- 1 審査請求の対象議員 長堀幸朗議員
- 2 事案の内容
 - (1) 令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤議員から叩かれたとする苦情とその後の行為について
 - (2) 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を、私事都合であったにも関わらず欠席した行為について
- 3 審査請求の理由 庄内町議会議員政治臨時条例に違反しないか
- 4 審査結果 別紙審査会審査結果報告書のとおり

庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 庄内町議会議員政治倫理審査会の設置

令和2年8月24日付けで齋藤秀紀議員、小野一晴議員、小林清悟議員の3名（以下「請求議員」という）より、長堀幸朗議員（以下「被請求議員」という）に対し、庄内町議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という）第5条第1項の規定に基づく

審査請求が議長に提出された。

議長は倫理条例第6条第1項の規定に基づき、令和2年8月25日議会運営委員会及び令和2年9月2日全員協議会に諮り、庄内町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という）を設置した。同委員会において、倫理条例第6条第2項の規定に基づき、委員の選任について諮り、4名の委員が選任された。

2 審査の経過

本審査会は、審査に付託された事件が倫理条例第3条第1項第1号に規定されている「議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと」について、政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

(1) 第1回審査会

令和2年9月2日に開催し、本審査会の正副委員長を互選した後、今後の進め方、審査会の開催日程についての確認を以下のとおり行った。

ア 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	石川 保
副委員長	國分 浩実
委員	阿部 利勝
委員	鎌田 準一

イ 確認事項

- (ア) 公開で行う。
- (イ) 令和2年9月14日開催する。
 - ・請求者、被請求者からの聴き取りを行う。

(2) 第2回審査会

令和2年9月14日午後1時45分から、請求者3名から令和2年8月24日付けで議長に提出した審査請求理由について、詳細に説明を受けた。

<請求に至る経緯>

ア 事案の内容の第1号について

7月28日開催の全員協議会において齋藤議員は、長堀議員の質問に対して、質問内容が不適切であると指摘した。その際、長堀議員は「齋藤議員から叩かれた」として、2日後の7月30日、齋藤議員にメールで苦情を訴えた。齋藤議員としては叩いたとする事実はないため、長堀議員宅に直接出向き反論を申し出た。

ところが、齋藤議員の①連絡なしに自宅に来たこと、②壊れているインターホンを勝手に触られたこと、③マスクをしないで来たこと、こうした行為に対し、長堀議員は議会事務局に苦情のメールを送ってきた。その内容は齋藤議員を誹謗中傷（審査請求書添付資料参照）するものであり、看過できない内容であると判

断した。

イ 事案の内容の第2号について

8月3日開催の広報常任委員会において次回の開催日を決める際、8月21日に行うこととしたが、長堀議員は私事都合により欠席を申し出た。公務の欠席にあたると忠告したが、結果的に欠席届を出し欠席した。開催日を決める際、長堀議員は単に欠席と判断し、日程変更の申し入れをしなかったことは問題であると判断した。

※ 欠席の理由は、自身が採用試験を受験するためであった。

<請求者の発言要旨>

- ア 議会運営委員長として、定例会終了後には定例会の検証を行っている。不適切な質問に対しては注意する立場にある。これまでも定例会の検証では、長堀議員に対し「質疑は聞くだけでなく、調査及び研究を深め、論点及び争点を厳格にすべきである」という検証結果であったように以前も指摘した経緯があった。しかし、議会運営委員長になって行った注意を、「苦言」「苦情」と理解されたことは「心外」である。
- イ 8月21日開催の広報常任委員会を私事都合により欠席した。日程を組むときは公務優先ということは何回も言ってきており、重々承知していると理解していたが欠席したことは理解できない。
- ウ 上記を含め、長堀議員に対しては、これまで注意・指導を行ってきたところであるが、注意をしている最中に勝手に席を立ち、退席する場面があった。また、激昂してテーブルを叩きつける行為もあり、立場のある人から注意・指導を受けているにも拘らず、真摯に聞く姿勢、態度がないことは大きな問題である。
- エ 全国的に報道された事件に関し、所管する自治体に対して、また、以前、（長堀議員）自身が被害を受けたとする相手方の自治体に対して、クレームメールを議員の職名を添え頻繁に送っていた。後に、メールをやめてもらいたいとする当該自治体から連絡が、当議会事務局にあったことで発覚した。
- オ これまでの長堀議員の言動は、「言いたいことを言わせてもらおう」と映る。議員は、町民の付託を受けてこの場にいる。言動には重い責任があると思う。しかし、ここ近年、長堀議員にはそういう言動が見られない。庄内町議員ということの重さをしっかり自覚していただき、今後の言動につなげていただきたい。また、審査員の質問に対して誠実に答えていただきたい。

引き続き午後2時45分から、被請求議員より「庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求の件」についての説明を頂き、審査会委員による質疑を行った。

<被請求者への聞き取り内容の要旨>

ア 本当に叩いたのか、本人に確認しないで事務局に連絡したことに對しては、「例えば、暴力を振るわれたら本人に言うのではなく、警察にいうというのがある」という発言であった。このあと、警察にあたる「事務局」と発言している。

また、「わざわざ自宅にやってきて、マスクもしないでいろいろなことを文句いってくるという犯罪をされた」ということについては、二つ目の苦情と発言している。（いわゆるアが一つ目の苦情）

イ 齋藤議員に對しては大変腹を立てているということ。また、叩いたか叩いていないか以上に、①（直接）家にやってきて、②インターホンを鳴らし、③マスクをしていないことに對しては、「議員、議運の委員長という人がするにはもつての外、横暴」であると。続けて「庄内町の大損害を生じさせます」、「私は本町の町民である以上に、本町外の国民であるといったようなごとく…」、「議員を終わったあと、この議会や町に對して大変よく思っていないことがたくさんあり、それについて大々的に運動家となり、脅威であると思っ間違いありません」、「人生それで全部を潰してやるというところがある」との発言。

ウ 8月3日に長堀議員は聞き取りした際、「叩かれた現場を阿部議員が目撃している」と言ったことは事実であるのか確認したところ、阿部議員が「ちらっとぼそっと言ったように聞こえた」と発言。

※ 当時、阿部議員に確認したところ、「そのような事実はありません」と回答している。

エ 8月3日の長堀議員への聞き取りの際、叩いたことを証明できないので「なかったことにしてください」と発言していた。そのことに関しては、副議長から「脅迫・暴力的に言われた（聞かれた）ため、力に負けて…」と発言。

オ 公務にも拘らず東京の方に行ったことに関しては、「今度の補欠選挙に合わせて辞職することを考えているため」と発言。つまり、〇〇〇の教員採用試験の二次試験を教員採用試験に合格すれば、議員を辞職するつもりとのこと。なお、同僚議員に「次の仕事を考えた方がいい」などと言われてきたことも、再就職先として受験した理由の一つであった。ただし、採用がない場合は議員を続ける考えである。これに関しては、生活がかかっていることを理由としている。

次回の日程は、令和2年10月1日に開催する。

傍聴者 大瀧国夫、山形新聞社 井上萌々子記者、加藤將展議員、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮 茂議長、請求議員 小野一晴議員

(3) 第3回審査会

本審査会では、第2回倫理審査会において聞き取りした3人の請求者、並びに被請求者からの発言内容について、感想又は疑問点などを出し合いながら、確認作業を行った。

一定、確認作業終了後、庄内町議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定により、被請求者より弁明を受けた。

弁明を受けた後に考え方をまとめていき、もう1回審査会を開催し、審査会の報告書をまとめていくこととした。

なお、本審査会の主な内容は以下のとおり。

ア 前回の発言内容確認と審査の適否について

事案の内容については、齋藤議員に対する中傷メールに関してであるが、被請求者が過去に行った他自治体に対する（事実を証明する資料はない）中傷メールについても審査の対象とするか議論された。また、前回の聞き取りから2つの事案が請求の対象となるのか、その適否について議論された。

イ 被請求者の弁明について

長堀議員が弁明の発言をした。発言に対する質問は行っていない。

ウ まとめ

審査会において聞き取りした事項及び弁明を踏まえて、庄内町議会議員政治倫理条例第3条の規定に抵触するかどうか、現段階での委員の見解を確認した。その結果は以下のとおりである。

(1)については3対1で抵触。(2)については2対2の同数であった。

なお、委員からは、①政治倫理審査条例第5条第1項に「疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる。」となっているが、文書の中身に、鑑の他に請求理由を記載した方が、より分かりやすく審査しやすいとの意見があった。また、②措置を決定するのが議会運営委員会であるが、その議会運営委員会の構成員と請求者の絡みについても、別のやり方があるのではないかと、調査・検討しなくてはならないのではとの意見があった。なお、今後、検討に値する内容であるので、次回、または今後引き継ぐものとして整理して対応していくとした。

次回は10月9日（金）午前9時30分から、委員会室1において開催する。

傍聴者 山形新聞社 井上萌々子記者、加藤将展議員、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮 茂議長、藤田賢史（庄内町）、井上孝二（酒田市）

(4) 第4回審査会

3 審査の経過

本審査会は、付託された事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

(1) 令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤議員から叩かれたとする苦情とその後の行為について

・長堀議員は、「叩いた人」が齋藤議員であるのか、しばらく曖昧にしていたが、

9月14日の聞き取りの際は、齋藤議員であると明言した。しかし、それを証明するものはない。10月1日の弁明において、この件に関する発言はない。

・齋藤議員がいわれの無い疑いをかけられたことに反論することは、心情的なことを鑑みれば至極当然のことである。長堀議員の自宅に行ったことは、普段、長堀議員が電話に出ないためであり、自宅が近所であるので直接訪問することはごく当たり前の行為と考えられる。また、ドアベルが壊れているのに無断で触ったことや、とくにマスクをしていなかったことを痛烈に批判しているが、当時、県内では新たな新型コロナウイルス感染者が発生していない状況にあり、また、庄内町では感染者も出ていない中で、マスクをしていないことを厳しく咎められるものではない。

・その後、齋藤議員が（長堀議員の）自宅へ訪問した際の行為に関し、苦情のメールを議会事務局へ送っている。その内容は齋藤議員の役職や人格を誹謗中傷するものであった。前述の状況から、齋藤議員がメール内容のように批判されることは筋違いと考えるが、9月14日の聞き取りの際は、メールの内容を修正することはなく、また、10月1日の弁明にもなかった。

また、9月14日の聞き取りの際、本当に叩かれたのか質していく中で、これまでの本町議会や一部の議員、また、町に対しても不満を持っているとした発言と併せ、議会や町に対して脅迫と取れる発言があった。

○ まとめ

一委員の見解としては、叩いたことが原因であるので、その事実が判明しないのであれば、その後の行為については審査の対象とするべきでないというものであった。なお、聞き取りにおいて、議会や町に対して不満があったことにも言及しており、その積み重ねがメールの内容に表れたとも思われる。一方、今回の請求された事案の内容は、叩かれたとする苦情と「その後の行為」について審査の対象とするものであり、「その後」も含めた一連の行為は、叩かれたことを本人に確認せず、また証明しないまま一方的に決めつけたことに始まり、更に、事実無根であることを申し出た齋藤議員の行為に対し、その心情を察せずに誹謗中傷するメールを事務局へしたこと。

また、第1号の事案とその後の脅迫的な発言については、一切弁明していないことを鑑みると、政治倫理基準に該当するとの意見が多数であった。

(2) 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を、私事都合であったにも関わらず欠席した行為について

公務を欠席した理由に関して、長堀議員としては、同僚議員から「次の仕事を探した方がいい」などと愚弄されてきたと受け止めている。その上で、将来の就職先として教員採用試験を受験するため欠席したもの。

広報常任委員会の開催日を決める際に、長堀議員が日程調整を申し出なかったことに問題があるものの、公務を欠席したことは反省しており、10月1日の弁明においても、何度か謝罪している。

○ まとめ

委員の見解としては、開催日の変更を申し出ないで、公務を欠席したことは問題であるという意見がある一方で、事実、公務を欠席したが、欠席届は出していること、また、公務を欠席したことについては謝罪していることから、政治倫理基準には抵触しないとする意見に分かれた。

以上のことから、(2)については、一定、謝罪に徹する姿勢があったところであるが、(1)については、長堀議員が行った行為は、叩かれたことが証明できない中で、一方的に相手方を非難している。一連の行為に一切反省の色はなく、審査委員の多数が庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に抵触すると判断した。

以上です。

○石川 保委員長 前回のこの報告書のたたき台を出しておりますが、その部分と変わっているのが、いわゆる「請求者の発言の要旨について」を加えているところであります。指摘されたとおりに、庄内町議会政治倫理条例の請求の中には、ここにも書いてあるとおりに、4ページに、政治倫理条例第5条第1項に「疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる」となっているということで、その後今回の中で出された意見に付しています。ただ、これについては今後の課題も含めて整理すべきところでありますが、現行の条例の解釈の中では、今回のように口頭で請求しても、それがおかしいという内容には当然ならないので、その内容を改めて、これをまとめた部分、すべてをここに書くことはできませんので、2ページの中に請求者の発言要旨としてアからオまでを列記したということで理解していただければと思っています。

あと、他のところ、特に一番最後の部分については、これも相当結論に関わってくる部分なので、こういった表現がいいのかも含めて、それから前回のときにここにもありますように、4ページの後段の方に、ウのまとめの中でありますように、3対1とか2対2と現状ここに数値は記していますが、改めてこの報告書を町の中で本当にそれがいいのか、後ほど確認をさせていただければと思っています。

それでは、前置きが長くなりましたが、鑑の部分についてはまずこれでいいかなと思っていますが、それでご理解していただけますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川 保委員長 では、最初に鑑についてはいいということでしたと思います。

1ページの方から入りますが、1の庄内町議会議員政治倫理審査会の設置ということで、これについても問題がないかなと思っていますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 石川 保委員長 それでは、2の審査の経過ですが、委員長、副委員長、委員ということで、(1)の第1回審査会についてはいいかなと思いますが、よろしいでしょうか。
- (「はい」の声あり)
- 石川 保委員長 (2)の第2回審査会の関係では、令和2年9月14日午後1時45分から行ったということが書いてありますが、実は第3回、4回に日にちや時間などを書いていないです。ですから、後ほど同じような様式で何月何日と書いた方がいいかなと思いますが、統一させていただいてよろしいですか。
- (「はい」の声あり)
- 石川 保委員長 (2)の第2回審査会、請求に至る経緯ということで、先程言ったようにアの事案の内容の第1号について、全員協議会の関係ですが、ずっと記載をさせていただいて、2ページ目のイの事案の内容の第2号についてで、1行目の8月3日開催のということで、「に」を「の」に直すということではご了解をいただけたと思いますが、ではこのイまでどうですか。この様式についても決まりがなく、ただ、当然これも公開しますが、議員の皆さんからもどういう審査で行ったのかと、どういうことが話し合われたのかということも含めて、できるだけ分かりやすい内容にしていきたいという私の思いもあって、事務局と相談しながらたたき台を作ったところであります。
- そんな中で、文言がこの辺から始まってくるわけですが、どうでしょうか。
- 國分浩実副委員長 2ページのイの事案内容の第2号についての米印のところをもう少し丁寧にした方がいいのかなと。これ「自身が採用試験を」となると何の採用試験か分からないので、請求書の添付資料の方には〇〇〇の教員採用試験と細かく本人も記載しておりますので、ここを「〇〇〇教員採用試験を受験するため」とした方がいいのかなと。
- 石川 保委員長 これは個別の自治体の絡みもあるので、それは「〇〇」で扱いますか。
- 國分浩実副委員長 「教員採用試験」と書くのは問題ないですか。
- 石川 保委員長 「教員」はいいかもしれないです。「教員採用試験を受験するため」と。
- 國分浩実副委員長 このままだと何の採用試験なのか分からない。
- 鎌田準一委員 「教員」と具体的に入れる必要がありますか。私はこのままでいいと思います。
- どこの採用試験を受けたかというのは大した問題ではないので。
- 石川 保委員長 申し上げておきますが、本人が書いてある内容を省略する必要は何もないんですよ。
- 鎌田準一委員 そうですが、ですから、ここに別にあるわけでしょう、いわゆる口述の中の部分の資料というのは。
- 石川 保委員長 ですから、こちらでも後からも出てくるわけだし、これはマスコミ報道されている内容なので、ここも本人が言っているわけですから、それをなぜ入れないということになるのか。これ教員採用試験の方が分かりやすいと私は思うのですが。
- 鎌田準一委員 分かりやすいは分かりやすいでしょうが、そこまで書いておく必要がある内容のかなと。
- 石川 保委員長 本人はなったら辞めると言っているわけですから、そのために受けに行っている、

そのために公務を欠席したと言っているわけなので、それをここに入れるべきではないですか。私はそう思います。

- 國分浩実副委員長 どの自治体を受けたかまでは書かないけども、どういう職種なのかというのはやはり兼職規定にもぶつかる部分でもあるので、やはり町民の方にもきちんと知っていただけるような内容にした方がいいのではないかと。
- 石川 保委員長 前回どうでしょうか、本人の弁明の機会に、相当後段の部分で長く時間をかけて説明をしているし、彼にとってはあの弁明では、ここには内容を記してはいませんが、それこそ言いたい部分であれば、教員採用試験を入れておいた方がいいのではないかと思います。
- 鎌田準一委員 それでいいと思います。
- 石川 保委員長 では、そういうふうにして、「教員採用試験」ということでしたいと思います。他にありますか。
- 國分浩実副委員長 ここまでの分では私はありません。
- 石川 保委員長 他の皆さんでいかがですか。このイの部分まで。
今回は暫時休憩を入れながら、修正する部分もありますので、また後ほど前に戻って、最終的には全文読み上げて確認をしたいと思います。後ほど気づいた点があればその都度で結構ですので、いくらでも前に戻りますので発言をしてください。
- 阿部利勝委員 それでは一つだけ。壊れているインターホンというのは、インターホン自体はピンポンピンポンと壊れてはいないけども、大した深い意味はないのですが、壊れているインターホンというのはどうなんだろうと思って、インターホン自体は壊れてはなかった、これで壊れているインターホンだと・・・。
- 石川 保委員長 音も鳴らないんだろうなと。
- 阿部利勝委員 だから、あれっと思ったものですから。これでいいのかなと。
- 石川 保委員長 これ本人に確認してないんですよ。本人はピンポンピンポンと何回もとにかくやかましかったと、勝手に来てなんでそんなに押すんだということで、ただ、壊れていると彼が言っているんですよ。本人は壊れていると言っていますが音は鳴ったというような形で判断はするしかないのかなと思って、誰もそのことを話題にして、齋藤議員にも聞いていなかったのです。
- 國分浩実副委員長 添付資料の方のメールのコピーには、「ちょっとそこ壊れている、ドアベル装置なので、隠しているのです、触らないでくださいよというところを無断で触り」と書いてあります。ただ、聞き取りの際にピンポンピンポンと鳴らしたということも言っていますので、鳴る・鳴らないより壊れているインターホンに勝手に触られたということは本人がメールで示していますので、これに間違いはないのかなと思います。
- 鎌田準一委員 よく分かりませんが、ドアベルとインターホンは別のもので、インターホンは確かに壊れているんだけども、ピンポンと鳴るドアベルは生きていたのではないかと。ピンポンピンポンとは鳴るけども、例えばインターホンで「こんにちは」とかというのが壊れている。

- 石川 保委員長 ドアベルですね。あとで「インターホン」というところがあったら「ドアベル」に訂正してください。では、3ページの②の「インターホン」を「ドアベル」に・・・。
- 國分浩実副委員長 今2ページのイまでしているのですが、その中での②壊れている「インターホン」、これを「ドアベル」にして、あと3ページの②も訂正。
- 石川 保委員長 他にはいかがですか。
- では、後ほど気づいたら発言してください。
- 次に、今回初めてできた2ページ目の請求者の発言要旨ということでアからオまでありますが、この内容についてはどのように判断いたしますか。
- 先程言ったようにすべてを記載することはできないので、齋藤議員、小林議員、小野議員の方からあった内容について、1人1点ではありませんが列記をしたということでもあります。
- 國分浩実副委員長 表記の仕方の話ですが、2ページ下から3行目、「庄内町議員」となっていますが「庄内町議会議員」にした方がいいと思います。
- 石川 保委員長 他にはいかがですか。
- 事務局長 3ページアの最後の括弧、「いわゆるアが一つ目の苦情」となっていますが「ア」ではなく「前段」です。
- 石川 保委員長 2ページ目はどうですか。
- 國分浩実副委員長 文言的には大丈夫そうです。
- 石川 保委員長 では、3ページ目、局長の方からありましたが、被請求者への聞き取り内容の要旨ということで、オまでも含めて皆さんの方から意見を出していただきたいと思います。
- 國分浩実副委員長 先程、始まる前に局長の方にも話をしましたが、全体的に齋藤議員の「齋」の字が旧字体になってたりなっていたり、そこを統一していただきたいと思います。
- 石川 保委員長 旧字体もいろいろありますが、本人が届け出るその字体に統一してください。
- では、こんな感じだったと思いますが、長堀幸朗議員の弁明の中でどうでしょうか、聞き取り、相当な時間をかけてやったのでいろいろあったわけですが。これも相当の時間の中でのやり取りなので、すべてを書くことはできませんが、その中で特徴的だった、いわゆる1と2の請求の中身についてのものがきちんと本人にも何度となく聞いているので、そのことがきちんとここに記載されているかと。それから、ここにイとして後段に例のかなり町や議会に対しての彼の思いを表した発言があったわけですが、そのことについても審査会の中で出たことだということで記載すべきと判断したところでは。
- 國分浩実副委員長 私はこの内容でいいのかなと。聞き取りの中で質問に対して的確に答えていない部分ですとか話がそれている部分も多々あったのですが、ここに記載してある部分に関しては質問に対して答えていただいたという内容だと思いますので問題ないのかなと。
- 石川 保委員長 先程鎌田議員からあった、ここで言えばオの関係ですが、こういった形でまとめさせていただきましたが、かいつまんで彼の発言を聞くとこういうことかなと思います。ここで言うオの2行目、○○○と出ているので、これはどうでしょうか、○○○に行ったことと、○○○の教員採用と同じことになるわけですが、形としてはどうすればいいで

すか。

○國分浩実副委員長 関東方面とかそのぐらいに留めた方がいいのか。

○石川 保委員長 先程言ったとおり公開されたときに、1次、2次の結果がどうなるのか私は分かりませんが、そのことも含めると、地域が特定されるということはやはり避けた方がいいと。当然会議録としては残しておきますが、公開する部分については少し配慮をしたいということですので、例えば発言の部分を「〇〇」にした方がいいのか、それとも別の文言を入れるという形になると少しイメージ違いますよね。

○國分浩実副委員長 では「〇〇」でいいと思います。

○石川 保委員長 では、この〇〇〇の関係については「〇〇」ということで、地域が特定できないようにしていただきたいと思います。そういうことも含めて、辞めるつもりだと発言しているし、合格したいと、ただし採用されない場合は議員を続けるよということ、この間の弁明のときにも、こういったことは言っていませんが、同様の発言はしているので、他にどうですか。

○阿部利勝委員 これはこれで要約されたものということですが、これに伴って同時にホームページには議事録も全部今までもものが載るのですか、ホームページにはこれしか載らないのですか。

○石川 保委員長 例えば場合によっては抵触しますと仮になった場合に、議会運営委員会からもっと踏み込んで処罰の関係を決めなければいけないのですが、そうしたときにどういうことが話し合われて、報告書はこうだけでも具体的に我々委員がどういう発言しているとか、本人がどういう弁明をしたとかか発言をしているかについても、やはり当然それを見る必要がありますので、全部公開で、この会議も休憩しないでやっているのはそういうことです。ただ、先程言ったように、会議録の中には残しておいて、そこで公開する分についても同じ配慮をするのか、他の人が見るときには特定地域が限定されないようにしますが、こちらの会議録にはそのまま残しておくということですよ。

○阿部利勝委員 当時に閲覧ができて、片方には「〇〇」で片方は「〇〇〇」と載っているのではなくて、それは統一するというのですか。そこを確認したかったのです。今回仮に、議会運営委員会に行く可能性が高いとしたときに、議会運営委員会の皆さんはたぶん〇〇〇とか場所的なものは全部知ってらっしゃるのかなと推察されたものですから、これはあくまでも表現上の〇〇ということですよ。

○石川 保委員長 やはり公開したときに相手方に迷惑をかけないため、特定できないようにするための配慮ということで、先程の例えばオの関係については、先程言った「〇〇」にするので、当然公開する部分について議会運営委員会の人たちも「〇〇」だと、聞いているとは思いますが、ということですよ。

他にありますか。

それでは、皆さんの方から発言ありませんでしたが、傍聴者に具体的な名前がありますが、これは問題ないのですか。前回の平成27年の事案に倣ったということですよ。

では、3ページ目までは一旦終えて、4ページの第3回については、先程言ったように

日にちの関係をここに入れてください。第3回審査会、何月何日、何時何分からという形だけでいいかなと思います。

3回目の関係、前回ですが、適否、弁明、まとめということで書いてあります。第2回の方が詳しく書いてあるので・・・。

○國分浩実副委員長 文言の整理ですが、4ページの上から6行目、「弁明を受けた後に」の行の「もう1回」というのは「もう1回審査会」と読めてしまうので、「改めて」や「再度」という表現にした方が、「改めて審査会を開催し」もしくは「再度審査会を開催し」という表現の方がいいのかなと、「もう1回」というのは話し言葉なので。

○石川 保委員長 了解です。他の中身についてどうですか。主な内容は以下のとおりということでアからウまでありますが、アの末尾に前回の聞き取りから二つの事案が請求の対象となるのかの、その適否について議論されたということで、私と鎌田委員が相当意見を交わした内容がこういった内容になっています。ですから、具体的にどういうやり取りをしたのかということについては、二つの事案が請求の対象となるのかと、このくだりが、いわゆるまとめの中にも少し出ているので、それはそれで先程言ったように、我々はどういうものであろうとかけられた以上結論を出さなければならないということで、責任を負っているという私の考え方がありますので、その発言をさせていただきました。

ですから、今後の課題的に引き継ぐものとして整理して対応していくという形にまとめていますので、例えばアについて、その適否について議論された、これについては全体に関わる話なので、敢えてここでどういう話をしたということで、その中身については記載する必要がないのかなと。弁明についても同じく、ここで長堀議員がもう1回、例えば全然別のことを言ったとかということであれば、特徴的なことなので改めてということになるかもしれませんが・・・。

○國分浩実副委員長 あとは会議録もあるわけなので。

○石川 保委員長 では、そういう形で。他に。

○國分浩実副委員長 ウについて、先程の委員長の話で今後の課題としてということでまとめてあります。ただ、ここの中の(1)、(2)について、3対1、2対2ということであるのですが、例えば私の考え方だと(1)については抵触するとの考え方が大半であった、(2)については議論が分かれたとか、そういった書きの方が、何か多数決をとって議論するような内容ではないと、前回の平成27年の考え方もあったと記憶していますので、そういう書き方ではどうなのかなという私の意見です。

○石川 保委員長 ウのまとめの(1)について(2)についてということで、数の結果について、その時点ですが書いてありますが、これは数字的にはこういった形になりました。冒頭言ったとおりにこれが本当にどうなるかということも最終的はとりたいなと思っていたのですが、まずは副委員長からあったのは、(1)については抵触するという考え方が大半であった、それから(2)については意見が分かれたということで、そういう記載の方がいいのではないかとありましたが、鎌田委員の方からははっきり数字を出した方がいいと。

○鎌田準一委員 というのは、この審査会というのは、本来であれば全会一致のことなんです。で

すから、確かに全体的には抵触するよと、全体的には半々でしたよみたいな話は確かに事実なんですけど、やはり全会一致という考え方からすれば、確かにそのとおりなんですけど、実際は分かれたので、一定賛成、反対を明確にしたとお互い審査の中では、それは経緯としてはっきり書いた方が。ただし全体としては審査会ですから、議会運営委員会に送るという前提の中で議論していますので、それはいいと思います。全体的にそうなったということです。ただ、数字を示しても私は何の問題もないと思います。

○石川 保委員長 これも二つの考え方があるって、今日これから改めて皆さんどうですかと聞いた方がいいのか、ということと、あのときまではこれは間違いのない数字だったので、今鎌田委員が言ったとおりに、ここではこのようになったので、ただ、今日改めてこの文章を、報告書については初めて今のように会議を進めていますので、そのときに考え方がもしかしたら変わるということもあるのかもしれないので、3回目のときにはこういう話だったということで正確に記すということでは、原案どおりでどうですか。

○國分浩実副委員長 了解です。

○石川 保委員長 では、引き継ぐものとして整理していくということも確認しましたので、ではこの内容についてはこのようにしたいと思います。

では、第4回審査会については本日ですが、局長の方でどういう文章を作るのか。本日は報告書の中身についてそれぞれ確認をしているということで、5ページの方に少し踏み込んでよろしいですか、一番大事な部分になりますが、発言してください。

○國分浩実副委員長 (1)の2項目の・・・。

○石川 保委員長 待ってください、これ中黒になっていますが、これどうしましょうか。アイウエオにしますか。このまとめのこともそうですが、どうしたらいいでしょうか。前の方はアからウにしていますが、括弧からするとまとめも含めてアイウエオでいいですか。そのようにします。次の(2)についてもアイウエオ。

それでは、どうぞ。

○國分浩実委員長 イのマスク云々のくだりですが、少し丁寧さに欠ける文章かなと私は思いましたので、これに関しては、痛烈に批判していると長堀議員も言っていますが、この辺に関してはやはり本人の捉え方ですごく違ってくる部分があるので、もう少し例えば、マスクをしていないことを厳しく咎められるものではないと書いてありますが、「感染者が発生していない状況ではあるが、マスクをしていないという配慮に欠ける部分はあるが」とか、やはりこちらにも若干、これに関しては、少しこれは長堀議員も、どの程度の距離感か分からないけども、マスクしてこなかったというのはエチケット、マナーという部分では、今の時期は本来するべきであったのかなということを考えると、その辺は齋藤議員にも配慮を欠ける部分があったという部分は認めてあげてもいいのかなと。

○石川 保委員長 これでも同じことを二つ、マスクをしていなかったことを痛烈に批判しているとして、あとからいやいやという話にはならないので・・・。

○國分浩実副委員長 痛烈に批判しているのはいいんです。これはいいんです。ただ、やはりこの時期にマスクをしていないという配慮に欠ける部分はあるがというのを付け加えてもいい

のかなど。一番の下の行に。これだとマスクをしていなくても別にいいではないかとかとれないので、やはりマスクをしていないということは多少配慮に欠ける部分はあったということは示してもいいのかなど。あとで整理してもらっていいですが、多少配慮に欠けた部分もあったということは、距離感はありますが、今の時期、回覧板一つ配るのにもマスクをしているので。

○石川 保委員長 それはあると思います。マスクに対する記述についてももう少し丁寧に。

あと、「いわれのない」、これ最初に漢字を使っているのを漢字にしてください。

○鎌田準一委員 (1)の一番目の文言の中ですが、例えば齋藤議員であると発言したと、しかしそれを証明するものはない。10月1日の弁明において、この件に関する発言はない、そのとおりなんです、私は前回のときも申し上げましたが、ここが大事なんです。正直に言うと、長堀議員もこのことについて当然発言していません。逆に私は齋藤議員の方に、叩いてもいないし触ってもいないし触れてもいないんだ、誹謗中傷だということについての現実的に叩いていないということ、あるいは触ってもいないということ、どちら側が証明しなければいけないかというのは、本当は請求議員がしなければいけないことだと私は申し上げたはずです。

ですから、この件については両方ともやはり証明していないということはきちんと書かなければいけないのではないかと。でないとな事案に対するきちんとした答えになっていない。ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

他のこともいろいろ意見はありますが、アについては、そこが一番書かなければいけないところではないのかなど。審査する側というのは一方的に、被請求議員側に対して、いわゆるこういうことがあった、ああいうことがあったといろいろ書きますが、それは当然ですが、逆に見方を変えればそういうことも言えるということです。そこが一番今回の問題点だったということは指摘をしておいたつもりなので、それはぜひ判断の中の材料ですので、何らかの形で文言的に入れておくべきことではないかと私は思います。他の方々がそれは必要ないということであれば、それはやむを得ませんが、ぜひ文言としては、同じ対等な立場でやはり審査をするということで、一方的な形でのまとめにはしない方がいいのではないかと思います。

○石川 保委員長 という形になると、10月1日の弁明において、この件に関する発言はないと。これは一連の長堀議員のことなので、改行して、一方、今回の請求議員、いわゆる齋藤議員についてもまず過去系になっているわけだし証明することはできないと。ここで言うと、請求の趣旨にある、2ページ目の辺り、いわゆる一番最初の9月14日のときに齋藤議員の方からもしこうやって、私は叩いてもいない、触れてもいないと、これを証明するというのは当然できないわけだしということで、この種のことを言われたらという、それでその後、今の鎌田委員の発言を受けて、前回副委員長とも、いわゆる例えばの話も含めて、私はやっていないということ、100キロのスピードの話だったり、いろんなことを仮定して出ているわけですが、やはりそれも含めて、今の鎌田委員の発言であれば、もともと長堀議員が本人にメールを送った、あるいは事務局にメールを送ったということで、齋藤議

員がなにそれと、全然見覚えのないことだけでもということから始まっているわけですが、今の発言にあるように、請求する側があくまでもそれを証明する必要があるという趣旨で発言しているわけですが、それは前回もいろいろやってできないと、証明できないけれども、請求する側がそれを証明しなければ、いわゆるとり方からすると、証明できなければ請求することはできないのかという捉え方にもなるものだから、その辺のことも含めてどういうふうに理解していいのか、私は迷っているところです。

○鎌田準一委員 証明できないということは確かだと思います。ですから、証明できないから訴えられないとか倫理審査にかけられないのかということかけられるとは思いますが、かけられるとは思いますが、例えば連名とした二人の請求議員からは事実私見ましたよとか見えていますからそんなことはありませんよという発言もなかったです。ですから、それは両方の間で、本当は請求する側がある程度一定の考え方を示して、ここが問題ですよというのであれば、そこがきちんとないと、私から見れば、第三者から見れば、まず請求する側がそれをきちんと、例えば誰か第三者的に見ている・見ていないという話も含めて、きちんと証明できる方がいれば問題ないですが、自分個人と個人の間で、叩いたよね、叩いていない、触れてもいないよ、触れたでしょうみたいな話を、そういう中でその倫理を審査したときに、やはり両方の立場からものを見ないといけないので、事実は事実として、私は証明できないから悪いとは言っていないですが、証明できないということは一定事実としてやはり書いておくべきだろうと。その上で、やはり問題はああるということであればそれは倫理審査の中にかかるということを申し上げておきたかった。

○石川 保委員長 そういうことからすると、このアの「この件に関する発言はない。」ということと同じようにして、同じ論法で、なぜメールを送ったのかと言ったときに、それを証明するのが長堀議員側にある。それで阿部議員が見ていましたといっても事実もありませんとか、誰もいなかったです。それは私たち正副の議長も含めた聞き取りの中でもそれをはっきりしたくて、同じような形でそっちも誰もいないです。誰もいないから、あったのかどうかも分からないことについて今こうやっているわけです。

そのことと、その今の、片一方で何もなかったら何も起きないのですが、長堀議員側でも証明できないというのですが、一定的に断定をしてメールを送っているからこの騒ぎになっているということを含めると、また同じ話を鎌田議員の方から出るのかなと、その理由が私はよく分からない。

ですから、もう1回、例えば長堀議員についても今回このような請求する場合は、メールを送る場合は事実関係をはっきりさせながらという部分があるのであれば、書くかどうかは別にしても、そういうことであれば、一方のそういう行為は理解できるがという形になってしまうのか。その辺のところ。

聞いていると、くどくどしくて申し訳ないですが、齋藤議員が証明することもできないものを請求する場合は、その文書とか口頭だけではなくて、それと同じ論法で言われてないからそれを全然そのことについてタッチしてないんだと、何となくそれを言われると請求した方は何かおかしいことなのかということ捉えてしまうのではないのか。

○鎌田準一委員 長堀議員がメールをしたことが起点であることは間違いありません。彼が何の根拠もとらずに、正確な判断もできずに、感覚だけで苦情したと。これは問題あると思います。つまり自分が人に説明できないことを、しかもメールで苦情したと。これははっきり言って間違っています。一方で、ではもっと裏を我々審査した場合、何も叩かれもしない、例えば逆に簡単に言うと、長堀議員が嘘を付いてメールをしたということがあれば、それは完全に問題ですよ、これは論外です。でも、実際メールをするということは、嘘だとすれば問題ですが、嘘でないとすれば、やはりそこは実感があったからメールしたのであって、彼は叩かれたと言っているわけですから、それを叩いていないと言う側が訴えた場合、やはりそれを証明する必要があるのではないですか。

○石川 保委員長 あのときに考えてみると、何がこれだけ複雑にしているかというのは本当に叩かれたのであれば、あれだけの人がいるので「何をするの」とか騒げば事実関係が分かるんです。それもしないで後から、自分の名前を出される阿部議員とか、他の人も含めて見ていたと、齋藤議員は立ち位置からしたら絶対あり得ないということも含めて、彼がその場でそういう行動をしなかったと、すごい衝撃だった、でも誰も音も聞いていない、その行為もあったかどうか分からない、長堀議員の話だけということから今回の物事が始まっていて、それについて彼がメールを送って事実が発覚したと、そのメールの中身がもし事実無根であればとんでもない話だよと。

ですから、その部分が誰もすることができないから、お互いに証明責任は誰にあるんですかと言ったら、もう結論は最後まで出ないけども、では、そういう行為を本人がしないものをあったかどうかということも誰も分からないので、それでなんでメールを送っているのと、前回の副委員長の話は、全然やった覚えがないことをあなたやったのではないかと、それを証明するというのは無理ですということからすると、本来はこういうことというのは、事実に基づいて周りから本当に阿部議員が見たのであれば阿部議員に見たでしょうという確認をしながらやればこんなことにはならなかったと思うんです。

○鎌田準一委員 それはそうですが、私の考えは両方平等に見なければいけないので、平等に見た場合に何があったのかなとやはり思うわけです。そのときに個々の個人のいろんなトラブルみたいなことについて彼はメールしたので、それは問題あると思いますが、逆にメールをされた部分について、では、それが事実かどうかということが何も無いままに、いわゆる誹謗中傷されたとおっしゃっているわけですが、本当に誹謗中傷されたと思っているのでしょうか。個人の思いだけですよね。事実が何かということが全然はっきりしていない中で、我々は判断をしなければいけないときには、もう少しきちんとした考え方をしなければいけないと思っていますところですよ。

○國分浩実委員 鎌田委員は前回から同じことをおっしゃっているのですが、立ち位置が変わればということでは多少理解したいと思いますが、私はそのことよりも一般論ということで調べました。司法の世界、法律の世界の中なので、ここは今条例での話なので少し違うと言えば違うという反論もあるのかもしれませんが、これはあくまで法律の世界の一般論として申し上げますと、法律の世界で国際的標準としてある格言「法諺」、「法律諺」とも言うら

しいですが、やはり告発する側に立証責任があるというのが国際標準ということでありました。

ですので、今回は告発している側が、例えば叩いた・叩かれないということの話でいけば、これの告発側は長堀議員です。なので、長堀議員の方に立証責任があるのではないかとやはり私も思います。ただ、見方を変えると、請求議員の側もこういうことがあったということで告発していると、そういう捉え方をもしるとなると、鎌田委員の言ったことも…ということにもなるのですが、ただ、本来のところからいきますと、この中身について審査してくださいという請求議員から来ている中身から考えると、やはりこの中身をしっかりと精査するには、長堀議員の方にまずは意見を聞いた中でいくらかその辺を発言できたわけですが、そこの中でも二転三転していたということで考えると、少しそこは不備があるのかなど。請求議員の方は一貫して身に覚えがないということで考え方が一定していると、一定しているというか、先程来話があるように、やはりやっていない、見に覚えのないものをなかなか証明できないということから考えると、やはり意見が二転三転している方、一貫している側と考えると、同じ状況の中でどちらを信用するに足りなくなったら、やはり一貫した意見をしている考え方の方がやはり信用に足りるのではないかと、これが一般論かなと私は思います。

○鎌田準一委員 今法律的な話を伺いました。それはそうだと思います。私の考えでは長堀議員に証明する必要があるという話ですが、逆を見れば齋藤議員の方にも必要があるという理解もあるということでしたが、私に言わせれば長堀議員は単なる苦情なんです。ところが、齋藤議員の場合は倫理審査会という一つの条例にのっとった規則の中で訴えたわけです。ということは、ただ単なる苦情なのか、それともきちんとした条例の中の審査会というものを通して判断しろと言ったのが、いわゆる請求側の意見ですから、どちらが証明しなければいけないかといったら、単なる苦情を言った人は、苦情は誰でも言いますよ。でも、それを審査という形で、倫理という形で審査を請求したら、当然請求した側が、言ってみれば告発側ですよ。だから、私に言わせれば、本当は告発した側が証明しなければいけないんですよ。

ここの部分のすれ違いのねじれが当初からあったということ私を指摘してきたわけです。これは一方的な見方ですので、やはり彼のいろんな言動を見れば、諸手を挙げてそうだよねという話にはならないので、非常に私も判断が難しいと思っています。ただ、このことに関しては、どちらがきちんとした組織の中で、あるいは規則の中でやっているかというやはり請求者側だろうと思います。請求者側がやはり強いですし、当然法律・条例にのっとって請求するわけですから当然強い。片方はただ苦情したという話の範囲のレベルでしかないんですよ。

○石川 保委員長 ですから、そこが私と全然違って、苦情であればああそうですかという程度で済ませられますが、あの内容は本人からしたら、例えば脅迫めいた部分も相当書いてあるので、それは苦情の域を越えているという判断で、先程の請求理由の中にもあるように、自分は全然やっていないわけですし、言われようのないことについて、こうやって誹

謗中傷されるのは、なぜ私がされるのかということ由来しているわけです。

ですから、前回は鎌田委員の方から発言があった、そんなことであればみんな誰も倫理審査会にかけますよと、そういった類の話ではないと思います。倫理を審査するわけだから、そこに法的云々があったらまた別の問題になってきます。そういった行動をしているのでしょうかという部分が、いわゆるモラルも含めてそういったことをやっているのでしょうかということが今回の請求議員の3人、それぞれの立場、主張があるようですが、それはそれとして受けとめて今審査しているとなつて、ここにもし書くとするならば、その意見は意見としていいですし、齋藤議員についても書いた方がいいと皆さんが納得すればここに入れるということで私は異論ありません。

ただ、単なる苦情の域を越えた、今回は何が問題になったか、メールを送っているということです。そこでやめればいいではないですか。例えば口頭で申し上げたり、彼の場合はメールというのはツールなんです。以前の話について、ここで申し上げるべきものではないし、参考意見ということで小林議員の方からあったようにありますが、もらっている方は大変困っている、やめてくださいと、それについて局長も含めて、何回も注意して、私も何回もやめてくださいと、そうすると彼は分かりましたと言って、それを無視して、今回また同じことをやっていることについて、齋藤議員も分かっているからなぜなんだということ、それというのは常識的な行動なんですかと、ということで皆さんに審査してくださいということです。

単なる苦情の域を越えているということだけでは理解して審査しないと、あとは請求した方が、責任の方は考え方だと思います。その辺は違う話なのではないかと、だからあくまでも審査会に関わっているし、その行為をどう評価するのかということ、鎌田委員からも考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○鎌田準一委員 今の脅迫されたメールであるという意見もありますし、國分委員の方からもこれは脅迫ではないですかという文言が確かにありました。私も受け取り方によっては脅迫だろうと思いましたが、ただ、請求議員の方から脅迫されたという、いわゆる文言が出てこないんですよ。ということは脅迫されたと思っていないと私は受け取るわけです。だから、脅迫された文章、脅迫に近い文言であるし、受けとめ方によってはあれを脅迫にとるのか、単なる脅しにとるのか、あるいは感情の行き過ぎで書いたものなのか分かりませんが、その請求側があれは脅迫ですとはっきり言ったら、脅迫されたということ、事実として、きちんと事案の中に盛り込んでいただかないと、ただ単にメールの内容だけで議論するという話になってしまいます。ですから、このことについては、ぜひしっかりと脅迫されたと思うのであれば、脅迫されたと文章、脅迫されたときちんと言ってもらった方がよかったですかなと。

○石川 保委員長 言葉を変えれば、ウの中にある役職や人格を誹謗中傷するものであったと、このことについては問題ないでしょう。

○鎌田準一委員 だからそれはそのことを事案に書いてくれればいいのですが、今言っているように、これはいろんな聞き取りの中での発言をここに書いて、言ってもらって、それも一緒

に倫理の審査に対象にするということですが、出発点が違うのではないか。メールから出発した話が、過去のいろんなことから、現在の聞き取りしている状況の中まで、いろいろこういう態度的に上手くない部分があったと言って、ここで倫理審査にかけるとなると、これは倫理審査の手順として、まずは出発点をきちんとして、そこを議論した上で、なおかつ、その部分については、過程の中でこういう発言があって、さらにそれを倫理審査会の中でこれは問題発言になりますねということをお互いに確認した上で、それも一緒に事案としてあげてやるということであればいいのですが、請求議員の事案がメールについてとその後の行為についてなんです。その後の行為ってどこまでの行為なのか全然私は分からないんです。

○鎌田準一委員 それについて鎌田委員の方から聞き取りしていないです。その場で齋藤議員に対してしてないんですよ。はっきり言って、その後の行為という範囲がどこなのかよく分かっていないですよ。ですから、言うならば、言ったこと全部が、例えば今日この日まで言ったことが全部審査にかかるという話になるのか。

○石川 保委員長 そんなことは言ってないです。ただ、私の話はそういう経過があったと、それは小林議員と同じ、参考意見にしてほしいけども、そういった事実があったということだけは認識していただかないと。ですから、私がよく分からないのが、鎌田委員が今回の審査の対象にしているものが、資料として渡されたもののみをやって、それについては文章でないからおかしくないですかという発言をしているわけですが、聞き取りもしている、本人に対する聞き取りもする請求議員にもする、それから弁明もする、そしてこの中でいろんな意見交換をすると、この中で出ているものについてはやはりすべてこの請求によって出てきているものだから、大昔まで遡れとは言いませんが、トータルで考えて、この部分は取るけどもあととほししないと、判断しないということであれば、何を基準に、本当に一番最初の部分だけでそれでいいのかと、私は大いに疑問があります。

自分が理解できるできない云々で、先程の両論併記はいいけども、結論を出さなければいけないわけです。彼の人格的な部分もある程度分かっている、それでどうするのかということ、踏み込まなければならない、我々の審査会の責任なのではないでしょうか。だって、審査するということはそういうこと・・・。

○鎌田準一委員 ということは、この審査会の中で長堀議員の議員としての資質、あるいは品格、あるいは町民からの、何と言うのですか、誤解を招くような行為、そういうものもすべてここで洗いざらいにして議論して結論を出す。

○石川 保委員長 洗いざらいという言い方はすべてになりますが、やはりいろんなものがあるわけですから、それを総合的に判断すると、今回の事件のこのことをきっかけにという形が倫理なので。

○鎌田準一委員 総合的に判断するということですか。

○石川 保委員長 ということなのかなと私は捉えています。

○鎌田準一委員 私はそういうことで私の個人的な意見になりましたが、倫理審査会全体の考え方ではないのでその辺はあれですが、いずれにしても、いろんな関連があって彼を倫理審査

という形で、いろいろ議論をして、どれに抵触するかということを我々は議論するわけですが、私の最初から何回も繰り返しますが、このことについてはやはりもっときちんと理由立てで事案立てで議論をするのであれば、このいろんな経緯についての内容についても別に審査しても構わないと思いますが、とっかかりがそこで、彼の人間性すべてまで全部審査しなければいけないみたいな部分がここに入っている。

○石川 保委員長 そこが拡大しすぎなのではないかと。私が言いたいのは、メールというツールを通じて彼がいろいろやってきたことは事実です。苦情もあちこちから来ている。でも今回はこの齋藤議員に対して本当にあったかないのか分からないことについて、長堀議員が齋藤議員が、あんたからやったやられたということ、あなたはのーなんでほんだごどしたなや…ということも含めて、誹謗中傷的な表現をここで使っているわけですが、そのメールを送ったと、そのことについてどう判断しますかということなんです。二つ目は、公務を欠席したということになっている、そのことについてどう思いますかということ。

事実としては、非常に単純なことなんです、それを彼の人格云々という話を広げるときに、広げようとしながら、そこでは判断してない、広げるとなったら先の私のようにいろんなことがあったと話をしなければいけないですが、私も本当は考え方はないです。先程言ったようにここだけで判断したいけども、ただ布石があって、メールについてはやめなさいよと、それは紛れもない事実です。ずっと言っています。そのことだけは、脇に置いておいてということにはならないのではないかと・・・。

○鎌田準一委員 ですから、最初からメールをあちこちにやると、そういう事案があって、それを課題にしたのであれば私は何も文句言いませんよ。今回のメールは叩かれた・叩かれないという中傷メールですよ。今までの例えばいろんなメールをしてきたことを注意してきて、正確には分かりませんがそれは私も聞いています。でも、それをかなり問題とするには、それに焦点を当てて事案を作るべきであって、請求者はそこを言うのであれば、そこを最初から事案にするべきではなかったのかなと、私はそれを言っているわけです。

○石川 保委員長 それはだから小林議員の発言の中にあるように、参考意見にということですが、少し整理が付かない形になるので、一回休憩しましょう。

11時15分まで休憩します。

(10時56分 休憩)

○石川 保委員長 それでは再開いたします。

(11時16分 再開)

休憩前に5ページの審査結果についていろいろ意見を交わしたところではありますが、改めて委員長として申し上げます、今回の審査請求についてはもちろん添付の資料もありますが、その内容に基づいて聞き取りをした中でのやりとりも含めて総合的に判断するものというふうに思っています。特に、先程鎌田委員ともいろいろ意見を交わした内容については、そのことをぜひ審査結果の中に盛り込んで総合的に判断するということになりますので、文言の整理をこれから行いたいというふうに思います。

それでは改めてですが、この1番ポチョのアの「長堀幸朗議員は、「叩いた人」が齋藤秀紀議員であるのか、しばらく曖昧にしていたが、9月14日の聞き取りの際は、齋藤秀紀議員であると明言した。しかし、それを証明するものはない。10月1日の弁明において、

この件に関する発言はない」。

一方かな、「一方、請求議員である齋藤秀紀議員についても叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていない」。片方の方でも証明するものもないし、関する発言もなかったと。齋藤秀紀議員も叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていないと。したがって、ですね、「したがって、長堀幸朗議員が齋藤秀紀議員、また、事務局に送付したメールの内容について総合的に判断することとした」と。このような感じでしょうか。では、もう一度読み上げます。

「この件に関する発言はない」改行して、「一方、請求議員である齋藤秀紀議員についても叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていない。したがって、長堀幸朗議員が齋藤秀紀議員、また、事務局に送付したメールの内容について総合的に判断することとした。」

アの方はこんな形で一度まとめてみましょうか。

では、次のイの関係ですが、「謂れ」については漢字を使うということですが、先程副委員長の方からマスクに関する記述で、これももう少し表現を加えた方がいいということで、何かいい文言が浮かんでいますか。

○國分浩実副委員長 先程、少し休憩中に事務局長の方がこう直してみたということで今打ち込んでいたようでしたので、そこを事務局長の方から読み上げていただければと思いますが。

○事務局長 後段の方で、「痛烈に批判している」の後ですが、「痛烈に批判している」、丸で一回閉じて、その後、「当時県内では」の部分は必要ないのかなと思ひまして、「また、」まで削除。「庄内町では感染者も出ていない中ではあったが、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった。」で閉じていいのかなと。

○石川 保委員長 では、「齋藤秀紀議員が謂れの無い疑いをかけられたことに反論することは、心情的なことを鑑みれば至極当然のことである。長堀幸朗議員の自宅に行ったことは、普段、長堀幸朗議員が電話に出ないためであり、自宅が近所であるので直接訪問することはごく当たり前の行為と考えられる。また、ドアベルが壊れているのに無断で触ったことや、とくにマスクをしていなかったことを痛烈に批判している。」

次に「また、」をとって「庄内町では感染者も出ていない中ではあったが、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった。」ということで直そうということで、一応訂正するようにして、後から清書したものをもう1回見ようかなというふうに思います。

では、イまでですが何か。

○國分浩実副委員長 今のところ、「痛烈に批判している」で丸。ここ庄内町ではの前に「ただし、」と入れますか。

○石川 保委員長 接続詞ですね、何もないと、まるっと違う話ですから。そうですね、「ただし、」ですね。「ただし、・・・配慮に欠けた部分があった」ということでしたいと思います。

では、イまでいいとします。あと他にどうですか。

では、エも先程言ったとおり中でのことですが、重大な発言だということで記載したところであります。

- 阿部利勝委員 すみません、今のイ、文章を直したので、イの「また、」というのは、主語は長堀議員が、痛烈に批判しているというのは誰が批判しているのか分からなくなってしまったので。最初は齋藤議員が反論するとあって、齋藤議員のことからいきなり、痛烈に批判しているのは長堀議員が痛烈に批判しているのであって、ここ少し文章を直さないと、ここを切ったことによって文章が変わってしまったのかなと思いましたので、後で精査してもらってもいいんですが。
- 石川 保委員長 これは1度出たときに、違和感があればそこで直しましょう。
ということで、後はウもエもそうですが事実関係を書いています。
オのまとめとして、「一委員の見解としては、」と鎌田委員の関係の件が出てくるわけですが、これはこういうふうに出ていたことなので、いろいろなこれまでのこともあったようだということのとり方にもなるわけです。
ここの文章、先程のアの下の方に「叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていない。」ということで「メールの内容について総合的に判断することとした。」という部分との関わりも出てくるので、この辺のここのまとめは少し考えなければいけないのかなと思います。
最後の部分、一方の、後段の方は基準に該当するとの意見ということになるとは思いますが。
- 鎌田準一委員 すぐには浮かばないのですが、「その後の行為」とカギがかかっています。具体的にその後の行為とは何だったのかという部分もきちんと書かないと、ぼわっとしてしまっ、どこまでの行為を指しているんだと。例えば我々の聞き取りの範囲でも、例えば暴言的なこともあったし、それ以前の参考としてくれという請求議員の話もあったと。だからその後の行為というのを具体的に少し書かないと分からないのかなという感じがしたんですが、どうでしょうか。
- 國分浩実副委員長 その後の行為というのはいわゆる叩いた叩かれないのその後に、メールで苦情なり、あとこの二つ目のメールでの。
- 石川 保委員長 ドアとかですね。ドアベルとか。
- 國分浩実副委員長 だからその叩かれたと告発した後の一連の行為のことを言っています。メールも含め、このドアベルの件も含め、だからその後の行為というものを具体的にというところどうやって書けばいいか。
- 鎌田準一委員 すぐパッと浮かばないのですが、先程申し上げましたが、審査会議の委員として長堀議員に一番ここで言うておかなければいけないことは、明確な事実をもとにしないで、どこにでも苦情メールをするという行為は実はいろいろな誤解を招いて、いろいろなことが起きると。その行為についてはやはり慎重に、やはりその自分のこれからの言動については十分考慮したものであってほしいみたいな部分のところ具体的に書かないとあれかなと思って。一番の彼の問題点はそこだと思うんです。誰にでも苦情してメールすれば解決すると思っているみたいな部分、それでぼんぼんやってしまう。自分の言いたいことを言えばあと終わりというふうな部分の行為の仕方が、私はこれからもし続くとすればこ

れは大変なことになるので、そのことについては嚴重に審査の中でしたということは書いてもいいのかなと思ったんです。

- 國分浩実副委員長 となると、その後の行為について今鎌田委員が言ったような形で少し触れて、例えばその後の行為として2通目のメールの件などあると思いますが、その辺書くとすると一方よりこの後段の部分、全部直さなくてははいけませんね。なので、ここはこれだけの文章を直すとなると今すぐというわけにはいかないと思うので、少し・・・。
- 石川 保委員長 ではこれ意見、一応ヒントになるような文言、今鎌田委員の方からあったのは彼に今後やめてもらう、この行為について、メールをやめてくれと、だめですよといったものをこの文章に入れてほしいと。ですからこの事実を、誹謗中傷するメールを事務局へ出したことというふうに書いてありますが、そのことはだめなんですよということを入れるべきだと。例えば、明確な事実を証明することをしないままに一方的にメールを送る行為は極めて議員としての倫理に反する行為でありというふうに。
- 國分浩実副委員長 今まで多くの人に、多くの方々に多大な迷惑をかけるものでありとか。
- 石川 保委員長 行為は多大な迷惑を、か。
- 鎌田準一委員 彼の苦情するその人のあれって、人にももの言って、自分以外の第三者にメールをすることで自分の苦情が解決できると思って勘違いしている。そういうところが彼の悪いところです。
- 石川 保委員長 そして他の人間を皆巻き込むんですよ。多大な迷惑をかける行為である。だめなんですよと、だめな行為であるということをお伝えすると。
- 鎌田準一議員 一方的に見ればそういうふうなことは言えると。間違いなくそれは。
- 國分浩実副委員長 だからメール、多くの人に迷惑をかける、この辺をキーワードにして、あとは他の個人や同僚議員を巻き込むなどと、そういうことをキーワードに1回まとめてもらった方がいいのではないですか。
- 石川 保委員長 作業的にこちらの2の方に入っていきますが、これ何か文章的に今少し言われたようなことでまとめられますか。相当中身を直さなくてはいけない感じがします。
- 國分浩実副委員長 一方から下の方は皆、総取り替えになってしまうという感じがします。
- 石川 保委員長 この2行目のその後の行為というのは、鎌田委員もその後の行為についてというのは先程のカギのその後の行為とはまた違いますよね。少し違うんですよ、同じ表現を使うのはまずいかなと思って。
- 鎌田準一委員 具体的にはその後の行為というと、いわゆる彼の言っていることが、いろいろ問題があるから、その後の行為というのはそういうことなんです、そのことについて私も少し…
- 石川 保委員長 これ最初の方、5行目の心情的にその積み重ねがメールの内容に表れたと思われる、心情的にはそうなんでしょうけれども、先程のアで書いてありますよね。だからダブって書く必要があるのかなと思うんです。
- 阿部利勝委員 「「その後の行為」について審査の対象とするものであり、」と、ここを全部削除して、叩かれた苦情とその後も含めて一連の行為はと続けばそれである程度、あと上の

方で書いてありますから、文章上は。

○國分浩実副委員長 書いてみてください。

○阿部利勝委員 書くというか、「叩かれたとする苦情と「その後の行為」・・・」と意味づけされるような括弧になっているから、このところを削除して、「その後」まで削除して…

○石川 保委員長 すると「今回の請求された事案の内容は、」とここから始まるんですね。

○阿部利勝委員 そうです。「叩かれたとする苦情と」その下の「「その後」も含めた一連の行為は」と続ければ文章上はそんなに違和感がないです。あと上の方の文章でいろいろ書いてあるし、そうでなければ下のまとめできちんと書けばいいのかなという感じはするんですが、このまとめとしては。

○石川 保委員長 ちょっとそのホワイトボードを使いましょうか。

暫時休憩します。

(11時34分 休憩)

○石川 保委員長 再開します。

(11時50分 再開)

もう一度ただいま5ページ目の3審査結果のここという○印のまとめ、仮にオといたしますが、内容についてご意見をいただきました。改めて読み上げて、その内容を後ほど文言で確認したいと思いますが、読み上げます。

「今回の請求された事案の内容は、叩かれたとする苦情と「その後」も含めた一連の行為は、」ここも「は、は、」になっているから直しますが、「叩かれたことを本人に確認せず、また証明しないまま一方的に決めつけたことに始まり、更に、事実無根であることを申し出た齋藤議員の行為に対し、その心情を察せずには誹謗中傷するメールを事務局へしたことは、」ここも「は、は、」なのでいずれ直します。「誹謗中傷するメールを事務局へしたことは、聞き取りにおいて議会や町に対して不満があったとする長堀議員の発言もあり、その積み重ねがメールの内容に表れたとも思われる。しかし、事実を証明しないまま他人を巻き込んで苦情メールを送る行為で解決できると考えるのであれば、誰に多大な迷惑をかけることとなり、間違った行為である。また、したがって、第1号の事案とその後の脅迫的な発言については、一切弁明していないことを鑑みると、全会一致で政治倫理基準に該当するとの意見となった」と。全会一致の部分も含めてあれですが、まず少し「は」がたくさんあるので、文章的にまずいので直しますが、接続詞のことも含めて少しやることにして。

ということで、今のこの(1)の関係のまとめの文章ですが、少し手直しが必要だというふうに思いますが、先程読んだ内容で一度打っていただいて、接続詞の関係も少し直しますが、午後からの会議に委ねたいというふうに思います。

午後1時まで休憩します。

(11時53分 休憩)

○石川 保委員長 再開します。

(13時01分 再開)

午前中で最後に意見をいただきました、5ページ目から6ページ目にかけて、(1)のまとめの関係について文言化していただきましたが、まずは5ページのこのまとめを、まとめという表記がいいのかどうか、まとめでいいかな。まずまとめとして、「一委員の見解としては」から6ページの最初の1行目、「その積み重ねがメールの内容に表れたとも

思われる」というところまで削除してもらって、改めてアの、ホワイトボードに書いた内容について、文言の整理をしたいというふうに思います。

私の方で読み上げますが、私が気付いたまま一応申し上げます。「今回の請求された事案の内容は、叩かれたとする苦情と「その後」も含めた一連の行為について、」、「は」を「について」として点、「叩かれたことを本人に確認せず、また証明しないまま一方的に決めつけたことに始まっている。更に、事実無根であることを申し出た齋藤議員の行為に対し、その心情を察せず誹謗中傷するメールを事務局へ送付したことは、聞き取りにおいて議会や町に対して不満があったとする長堀議員の発言もあり、その積み重ねがメールの内容に表れたとも思われる。」ということで少し彼の心情を推察ですが、このような形で分析をしたというふうに捉えています。

「しかし、事実を証明しないまま」これは他人がいいのか、「他人を巻き込んで苦情メールを送る行為で解決できると考えるのであれば、」誰にですが、例えば送った相手方に事実を証明しないまま解決できると考えているのであればメールを送った相手方に、「多大な迷惑をかけることとなり、間違った行為である。」ここではだめですよと、だめなんだという形で一応ここに、誰にの部分「送った相手方に」まず案として。他人は第三者という話もありましたがこのままでいいかなど。他人、他の人を巻き込んで苦情メールを送る行為という。「したがって、第1号の事案とその後の脅迫的な発言については、一切弁明していないことを鑑みても、全会一致で政治倫理基準に抵触するとの意見となった。」こんな感じでどうでしょうか。

- 國分浩実副委員長　しかしのところ、他人を巻き込んで苦情メールを送る行為で解決となっていますが、前段の部分に不満という言葉が出ているから、ここを「自らの不満等を解決できると考えるのであれば」と。
- 石川　保委員長　そうですね、「自らの不満等を解決できると考えるのであれば」。そうですね。よろしいですか、「苦情メールを送る行為で自らの不満等を解決できると考えるのであれば、送った相手方に多大な迷惑をかけることになり間違った行為である」と。鎌田委員、ここら辺がやはり一番だと思いますが大丈夫ですか。
- 鎌田準一委員　よろしいのではないですか。
- 石川　保委員長　しかしからもう一度いいます。「しかし、事実を証明しないまま他人を巻き込んで苦情メールを送る行為で、自らの不満等を解決できると考えるのであれば、送った相手方に多大な迷惑をかけることとなり間違った行為である」。この事実を証明しないままという文言は今回のメールに限ってのことです。事実を確認していないままということであるので、他には言及していないよということ。「間違った行為である。したがって第1号云々」ということで先程の「一切弁明していないことを鑑みても、全会一致で政治倫理基準に抵触するとの意見となった」。全会一致ということで鎌田委員よろしいですか。
- 鎌田準一委員　よろしいのではないですか。
- 阿部利勝委員　これは個人的な感想なんです、最後のしかしの最後、間違った行為であると断定するのが自分の中では少し、皆さんがいいとすればあれですが、「迷惑をかけることに

なりかねない」で、したがっての方が自分的にはずとんと落ちるんですが、その前に皆さんが間違っていると断定するのであればそれはそれで。

○國分浩実副委員長 断定でしょう。

○阿部利勝委員 断定か、そうか。ではいいです。自分の中では「なりかねない、したがって」と。

○國分浩実副委員長 私は当事者として迷惑です。間違っていると思います。それはもちろん。

○石川 保委員長 一般的にはそんなに大意のないような内容であれば、送られて困ったよということだけでも、これは「困って」を越しているというふうな。例えば一切弁明していないことも、脅迫的な発言のこともなっているので、強い表現になっているけれども、それは前回先程もあったように聞き取りの中で私は理解しているわけですが、その言葉というのはきつい表現ですがこのままでいいですかと、これは少し言葉でやりすぎたというふうなことがあればそれはそうかという話であるけれども一切そういうことはしていないので。

○鎌田準一委員 私が間違っているといったのは、やはり彼にははっきり言わないと、彼のためにならないと思ったから。むしろ親心でそういう表現を使いたいと。

○阿部利勝委員 だとすればいいのです。

○石川 保委員長 間違っているとはっきり言った方がいいと。

では、後ほど確認いたしますが、この青い部分についてはそのように（１）のまとめの部分については皆さんの方から出たように訂正をしたいと思います。

続いて（２）の関係ではアとイを直していますが、気付いた点があれば発言してください。

○鎌田準一委員 この件では前回も申し上げましたが、彼は自分で自らこれは間違っていました、ごめんなさいと謝っているものですから、私はこれ以上申し上げることはないので、一般的な話として、きちんとした、いわゆる公務優先という考え方、これは重視しなければいけません、何者にも優るといふ考え方ではなくて、手続の問題で彼はミスったのではないかと思うんです。委員で審査という形での審査には、抵触させるには難しいのかなと。

ただし本人は謝っているんで、これは自分としても自覚があるのではないかと。そういうことで今回については、この文言についての訂正を私は求めません。求めるとおかしくなりますので。

○國分浩実副委員長 今の鎌田委員の話で、まとめの最後のところに、一定謝罪をしているということに対しての意見、やはり抵触しないとする意見もあったということが一言書いてあるし、今鎌田委員が言ったように、やはり本人はまずかったなということでああいうふうに最終的には同情してほしいとかいう言葉も出ているということは、抵触するということを本人も認識したというふうに捉えれば、全くこの中では問題ないのかなというふうには私は考えます。

○石川 保委員長 先程、午前中の会議で、４ページ目にウのまとめの中で、（１）について当時は３対１で抵触だと、そして２対２の同数であったという数字を記して、今日のいわゆる先程の青い中では全会一致ということで、今のその流れからいうと、ここに意見が分かれ

たという形にして、これが2対2になる辺りなのかなと思うし。

○阿部利勝委員 結局この分かれて審査という発言で言われたから弁明を聞いて、自分的には政治、確かに今國分副委員長がおっしゃったように本人も認めたように抵触はするんです、間違いなく。ただこの審査会に提出すること自体の問題なのかについて、そこまでは必要ないのではないかという、正確に言えばそういう意見だったということです。

個人的な意見と申しましょうか、確かにこの政治倫理基準ということからすれば、本人も認めているように公職がダブるような職場とかの倫理観の問題も含めて抵触自体はしているのかと思いますが、それ1点だけに対して倫理審査会を開くようなものではないのかなと言う意見でしたので、そこら辺トータルなものとはまた、敢えて分割されたものだからそういうふうに発言したということです。

○石川 保委員長 今の、途中だけれども、いわゆる一方で、意見がある一方で、これは私が言っている前のやつですが、公務は欠席しましたが届け出は出していましたと。届け出、厳密に言うと、いわゆる決済する立場からすれば認めてはいないんです。だから事務局として、はっきり言ってだめですよと、公務欠席になってしまうから、その話はしました。ただ受け付けはしていると、しているけれども、結果的には届け出は出している。届け出を出してもいなければ話にもならないわけですから。まあそんなことがあったりして、前方の方を変更の申し出をしなかったことを、前回意見を言いました。

今の阿部委員の関係は後の方で、公務を欠席した欠席を出していることから、また届け出を出していること、そして公務を欠席したということは申し訳有りませんでしたと謝罪をこの前をやっているから、政治倫理基準には抵触しないとする意見に分かれたと。表現をもっと違わせてくれというのであればあれですし。ここで先程言った、前回の流れから見て(1)の方では全会一致でということを入れているわけです。ここでは意見が分かれている状況とするならば、ここで改めて何対何と話を入れた方がいいか、意見が分かれたという表現でいいのかどうか。最後の末尾の文章にも関係してくるわけですが。

○阿部利勝委員長 謝罪をしているから政治倫理基準には抵触するものの、敢えて倫理審査会にはかかるような事案ではないという意見に分かれたというのが個人的な意味では正確なあれですが、でもそこまでは。

○石川 保委員長 そうすると、結局何か理由があれば公務を優先しなくてもいいという解釈にとられる可能性が高いんです。結果的には公務を休む、例えば急な葬式だとか、身内が急に具合が悪くなって行かなければいけないとか、私のように少し入院するというふうなことでする場合は、公務を優先できない可能性が高いわけで、鎌田委員から前回も出ているように、何事にも公務が最優先だとは思いますが、通常の場合であれば公務優先と。

今回のように私が言ったように、私からすると日程を変更してもらえば何でもなかったでしょうと、私はその1点だけなんです。それを後からどうのこうのと言って、そこでみんな、広報委員なわけだから、絶対だめなんだと言えば、皆さんだって話を聞いて、たぶんその日は辞めましょうという話になったと思うんです。私だったら、通常そうでしょう、都合が入っているんですから。そのことを言わないで後から出せばいいんだというそ

の行為がやはり少しおかしいのではないですかという感じなんです。

ということで、前半の方に書いてあるので、後段について阿部委員から。鎌田委員これでどうですか。

○鎌田準一委員 これはこのとおりだと思うんですが、ただ流れから言うと、確かに調整をしなかったということは彼のミスといえばミスなんです。一旦その予定が発表になったときに、彼に予定が入っていたというのは、彼自身は分かっていたはずなんです。だからその理由をきちんと書いて欠席届けを出しているの、これは手続の仕方が悪かっただけで、これが何事も優先するという考え方ではないとすれば、これは一定認めなければいけないのではないか。例えば私たち委員会の中で誰か都合が悪いのであれば予定を変えましょうという話にはならないわけで、誰か一人都合が悪い人がいてもそこしかないからこの日にやりましょうということになれば、そういう面で委員会の中で内諾というか、私はしたつもりでいます。前もって予定があったものですから、これは変更できない予定だったからやむを得ない。

○國分浩実副委員長 私もそれに関しては8月3日、あのときに決めたときに確かにその日は都合が悪いとは言われた。言われたけれどもどうしても前後したり前倒ししたり、後回しにしたりとかどうしてもできないものであれば欠席届を出してくださいと。

ただこの間も言ったんですが、そのときに何が理由で休むかと聞かないでしまったので、改めて彼、電話に出ないから、メールでもう1回様々な批判もあったから、もう1回その理由と、休むことと行かなければならないことを考えて行動してくださいというメールをした上で休んだということであります。

今、2人の話を総合すれば最後のところに「政治倫理基準には抵触しないとする意見もあった」か「に分かれた」かこの辺の表現はあれですが、この部分があるから今2人が言ったことはそれはそれで包含されているのかなと思います。決めつけてないだけ。

○石川 保委員長 これは分かれたということは今の時点でも事実ですから、それはそのとおりに書かなくてはならないと。表現的に分かれたというふうな、分かれたということは全会一致ではないということだけれども、細かく2対2なのか1対3なのか、そこまで書く必要はないかなというふうに私は。

○國分浩実副委員長 これが例えば第3回の中で先程鎌田委員から話があったように、3対1、2対2、この時点でこうだったとききちんと書くべきだということで残したわけですから。ここで分かっていますから。

○石川 保委員長 そうかなと思うんです。分かれたということがそのまま来ていると理解してもらえばそれでいいかなという感じ。

○國分浩実副委員長 改めてまたここで書かなくても3回目のこれがあるからだ理解できるのではないかなと。

○鎌田準一委員 その内容ぐらいで一定いいか悪いかだけの倫理審査でなくて、意見は分かれたけれども一定問題はあるよという程度の表現だとすればそれはそれで理解していただけるかなと思いますが。

○石川 保委員長 ですから変な話ですが、公務優先といいながらもどこまでが公務優先なのかという部分については、絶対だめなものは何々ですよとか、絶対いいものはないものはないけれども、はっきり言ってその人その人によって違いますよね。その事案事案によって違うんです。だからだめだよということで、皆公務優先ですべてやらなければいけないのかという決してそんなことではないということは現実的になっているわけですから、そのことについて良識の範疇であったり常識的なことであったり、あるいは事務局の方をとおしながら事情を議長の方に申し出て、議長の方からも了解をもらおうと、それであれば仕方がないですねというふうな行動について、すでに議長の方でもあれだとすれば私も含めて一定理解をした中での欠席だという形で、すべてがなじがらめで公務優先という形にすべきではないという意見が、たまたま審査会の中であったということが伝わればいかなと思うんですが。

それ今、脇で聞いていて、事務局長や堀さん、どう思いますか。今の我々のやりとりを聞いて。そこまで忖度しなさいというのは無理な話ですか。あんまりでもがちがちとここでそれが丸とかバツとかとしてしまうと、ではこの結論は何なんですかと言われそうで。

○國分浩実副委員長 ですからこれ最後のきちんと抵触しないという考えもあったことが示されていますから、私はそれでいいと思います。

○鎌田準一委員 彼は優先という考え方ではなくて、年次休暇という考え方なんです。

○石川 保委員長 自分になぜ休暇を与えないんだということで、だからこんな話になっているんです。

○鎌田準一委員 そういう少しボタンのかけ違い、意識のかけ違い、そこが一つ議員としての倫理観というか、どちらにしてもグレーゾーンの部分がたくさんあって微妙なのである程度。

○國分浩実副委員長 そうゆうところは、ここまでさんざん議論した中で会議録に残っていますから、これでいいです。

○鎌田準一委員 私はこの程度でいいのではないかと思いますここは。

○石川 保委員長 ではアについてイについて、そして今まとめということで見ていますが、このとおりでいいという形での意見だと思います。そういったことを含めるといよいよ最後ですが、「以上のことから、(2)については、一定、謝罪に徹する姿勢があったところであるが、(1)の長堀幸朗議員が行った行為については、叩かれたことが証明できない中で、一方的に相手方を非難している。一連の行為に一切反省の色はなく、審査委員の多数が」、全会一致ですね、これは。もう少し文章を繋げましょうか。先程のあれと同じだけれども。

「長堀議員が行った行為については、叩かれたことが証明できない中で、一方的に相手方を非難しており、一連の行為に一切反省の色はない。審査委員の全会一致で庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に抵触すると判断した」と。一連の行為に一切反省の色はないと、改行して審査委員の全会一致で庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に抵触すると判断したということで、今分かったかな。

6 ページの関係についてはそういうふうに1度打っていただきます。戻っていただいて、1 ページにありませんが2 ページ目から先程皆さんの方から出た意見について黄色で色を

付けながら変更した内容について記載をしております。上から「ドアベル」、「教員」、エでは「、（長堀議員）」、それから最後に庄内町「議会」議員というところ。3ページ目ではイの②「ドアベル」の関係。それからオの〇〇〇の教員採用試験ということ、それから4ページ目では大瀧国夫さんが東一番町ですので、その住所地を書くということになっているようでした。そして第3回審査会の関係で、「改めて」審査会を開催し、審査会の報告書をまとめていくこととしたということでもあります。

それから、5ページ目では第4回、本日の会議、令和2年10月9日午前9時27分から、本付託事件に関する審査結果報告書の内容を確認し、倫理条例第7条第6項の規定に基づき議長に報告することを決定したと。そして傍聴者として、山形新聞社の井上萌々子記者、そして兼古茂さん東一番町、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮茂議長、小野一晴議員ということで傍聴者の関係について記載をしたところです。

それから、3の審査結果、アですが、一方、長堀議員は叩いた人が……。これどうしますか、カギ前をとりますか。5ページ目、3審査結果のアの1行目、長堀幸朗議員は、点をとって「叩いた人が齋藤秀紀議員であるのかしばらく曖昧にしていたが、9月14日の聞き取りの際は、齋藤議員であると明言した。しかし、それを証明するものはない。10月1日の弁明において、この件に関する発言はない。一方、請求議員である齋藤議員についても叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていない。したがって、長堀幸朗議員が齋藤秀紀議員、また、議会事務局に送付したメールの内容についてのみ総合的に判断することとした。」と、「のみ」の方が強調されるかな。ついでに「のみ」を入れます。

「イ、齋藤議員が謂れの無い疑いをかけられたことに反論することは、心情的なことを鑑みれば至極当然のことである。長堀議員の自宅に行ったことは、普段、長堀議員が電話に出ないためであり、自宅が近所であるので直接訪問することはごく当たり前の行為と考えられる。その際、ドアベルが壊れているのに無断で触ったことや、とくにマスクをしていなかったことを長堀幸朗議員は痛烈に批判しているが、庄内町では感染者も出ていない中ではあったものの、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった」。

ウについては同じです。エについても同じです。

○國分浩実副委員長 5ページのイの最後マスクのところ書き換えてもらったんですが、新型コロナウイルスの感染者が出ていない中ではあったものを書いた方がいいかな。直す前は新型コロナウイルスという表記があったものだから、ただ単純に感染者となってしまったから、「新型コロナウイルスの感染者が出ていない中ではあったものの」と一応新型コロナウイルスと入れた方がいいのではないかな。

○阿部利勝委員 でないと時代が動くとならば何の感染か分からなくなる。

○國分浩実委員 何年後かに見たときにね。

○石川 保委員長 「長堀幸朗議員は痛烈に批判しているが、庄内町では新型コロナウイルスの感染者が出ていない中ではあったものの、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった」と。

- 鎌田準一委員 これ少しおかしくないですか。痛烈に批判しているが、配慮に欠けた部分があったということは何か逆転なっている。
- 石川 保委員長 これ先程、「とくにマスクをしていなかったことを長堀幸朗議員は痛烈に批判している」で丸で切って、ただしなんです、「ただし、庄内町では新型コロナウイルスの感染者が出ていない中ではあったものの、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった」と。それではどうですか。
- 鎌田準一委員 しかしでいいのではないですか。
- 石川 保委員長 しかし、か。ただし、だと同じことになりますね。しかし、ね。事務局長いいですか。
- 「その際、ドアベルが壊れているのに無断で触ったことや、とくにマスクをしていなかったことを長堀幸朗議員は痛烈に批判している。しかし、庄内町では感染者も出ていない中ではあったものの、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった」。
- 鎌田準一委員 おかしいですね。「ただし」ですね。ごめんなさい。
- 國分浩実副委員長 こちらにも若干の非があったということはやはり。
- 石川 保委員長 イは齋藤秀紀議員の話ですからね。
- 阿部利勝委員 「感染者が出ていないものの」で良くないですか。「いない中ではあったものの」というのは良くないですか。
- 石川 保委員長 「いない中で」としますか。「感染者が出ていない中で、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった」ということでいいですか。
- 「ただし、庄内町では新型コロナウイルスの感染者が出ていない中で、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった」
- 國分浩実副委員長 「あったものの」を抜いてしまうと少し通じなくなりますよね。その状況だということを表しているんだから。状況を表している表現をとってしまうとおかしくなる。「出ていない中ではあったものの」、「中ではあるが」ところはやはり何かなければだめですよ。
- 石川 保委員長 ここは否定しなければおかしいです。いわばマスクを付けるべきだったという意味です。これでいきましょう。
- ということで、あとはまとめの5ページの下の方と、先程の上の方は1回切りますので、何かあと事務局的に。
- 事務局長 1ページ目、下の方ですが(2)第2回審査会、令和2年9月14日午後1時45分から、請求者3名「より」。
- 石川 保委員長 「から」ではなくて「より」ですね。
- 事務局長 2ページ下から3行目ですね、これまでの長堀議員の言動「は」。3ページのイ、齋藤秀紀議員から始まる文章で「③マスクをしていないこと、に対しては」の点。イの最後は「との発言。」を「と発言している。」。ウも同じです。「と発言している」。エもそうです。オの2行目も同じです。
- 第4回審査会で傍聴者の氏名が記載されております。最後に小野一晴議員があるのです

が、その前に「請求議員スペースで小野一晴議員」。

3の前に2行空いているようですが、1行に修正します。

エの次、丸でまとめてはしていますが、丸でなくてオでいいのかなと。まとめをなくして、「今回の請求された」ののをなくして「今回請求された事案は」と。

○石川 保委員長 そのまま文章化するということですね。

そうすると同じですね、6も。ウですね。

○事務局長 「委員の見解としては、」を削って「開催日の変更を」からいきなり。

○石川 保委員長 ということで少し打ち直しをする時間を確保したいと思います。

色を外してもらって製本の状態でもらおうかな。

午後2時まで休憩します。

(13時40分 休憩)

○石川 保委員長 それでは予定時間前ではありますが再開をいたします。(13時51分 再開)

皆さんお手元に改めて配布をさせていただきましたが、庄内町政治倫理審査会の審査結果報告書を再度皆さんからのご意見を聞いて打ち直したところでありまして。改めて読み上げますが、先程休憩前に指摘をさせていただいた内容では・・・。

○阿部利勝委員 あれ、よりが直ってないですね。

○國分浩実副委員長 直っていますよ。

○鎌田準一議員 3名より。

○石川 保委員長 いいですね、間違いありません。

では、改めて1ページ目の方もありますので、特に今のところ第2回、全部読みましょう。

○國分浩実副委員長 では鏡の方から全部読み上げます。

令和2年10月9日

庄内町議会

議長 吉 宮 茂 殿

庄内町議会議員政治倫理審査会

委員長 石 川 保

庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

本審査会に付託された事件について、次の通り決定したので庄内町議会議員政治倫理条例第7条第6項の規定により報告します。

記

- 1 審査請求の対象議員 長堀幸朗議員
- 2 事案の内容
 - (1) 令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤秀紀議員から叩かれたとする苦情とその後の行為について
 - (2) 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を、私事都合であったにも関わらず欠席した行為について
- 3 審査請求の理由 庄内町議会議員政治倫理条例に違反しないか
- 4 審査結果 別紙審査会審査結果報告書のとおり

庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 庄内町議会議員政治倫理審査会の設置

令和2年8月24日付けで齋藤秀紀議員、小野一晴議員、小林清悟議員の3名（以下「請求議員」という）より、長堀幸朗議員（以下「被請求議員」という）に対し、庄内町議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という）第5条第1項の規定に基づく審査請求が議長に提出された。

議長は倫理条例第6条第1項の規定に基づき、令和2年8月25日議会運営委員会及び令和2年9月2日全員協議会に諮り、庄内町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という）を設置した。同委員会において、倫理条例第6条第2項の規定に基づき、委員の選任について諮り、4名の委員が選任された。

2 審査の経過

本審査会は、審査に付託された事件が倫理条例第3条第1項第1号に規定されている「議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと」について、政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

(1) 第1回審査会

令和2年9月2日に開催し、本審査会の正副委員長を互選した後、今後の進め方、審査会の開催日程についての確認を以下のとおり行った。

ア 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	石川 保
副委員長	國分 浩実
委員	阿部 利勝
委員	鎌田 準一

イ 確認事項

- (ア) 公開で行う。
- (イ) 令和2年9月14日開催する。
 - ・請求者、被請求者からの聴き取りを行う。

(2) 第2回審査会

令和2年9月14日午後1時45分から、請求者3名より令和2年8月24日付けで議長に提出した審査請求理由について、詳細に説明を受けた。

<請求に至る経緯>

ア 事案の内容の第1号について

7月28日開催の全員協議会において齋藤秀紀議員は、長堀幸朗議員の質問に対して、質問内容が不適切であると指摘した。その際、長堀幸朗議員は「齋藤秀紀議員から叩かれた」として、2日後の7月30日、齋藤秀紀議員にメールで苦情を訴えた。齋藤秀紀議員としては叩いたとする事実はないため、長堀幸朗議員宅に直接出向き反論を申し出た。

ところが、齋藤秀紀議員の①連絡なしに自宅に来たこと②壊れているドアベルを勝手に触られたこと③マスクをしないで来たこと、こうした行為に対し、長堀幸朗議員は議会事務局に苦情のメールを送ってきた。その内容は齋藤秀紀議員を誹謗中傷（審査請求書添付資料参照）するものであり、看過できない内容であると判断した。

イ 事案の内容の第2号について

8月3日開催の広報常任委員会において次回の開催日を決める際、8月21日に行うこととしたが、長堀幸朗議員は私事都合により欠席を申し出た。公務の欠席にあたりと忠告したが、結果的に欠席届を出し欠席した。開催日を決める際、長堀幸朗議員は単に欠席と判断し、日程変更の申し入れをしなかったことは問題であると判断した。

※ 欠席の理由は、自身が教員採用試験を受験するためであった。

<請求者の発言要旨>

ア 議会運営委員長として、定例会終了後には定例会の検証を行っている。不適切な質問に対しては注意する立場にある。これまでも定例会の検証では、長堀幸朗議員に対し「質疑は聞くだけでなく、調査及び研究を深め、論点及び争点を厳格にすべきである」という検証結果であったように以前も指摘した経緯があった。しかし、議会運営委員長になって行った注意を「苦言」「苦情」と理解されたこ

とは「心外」である。

イ 8月21日開催の広報常任委員会を私事都合により欠席した。日程を組むときは公務優先ということは何回も言ってきており、重々承知していると理解していたが欠席したことは理解できない。

ウ 上記を含め、長堀幸朗議員に対しては、これまで注意・指導を行ってきたところであるが、注意をしている最中に勝手に席を立ち、退席する場面があった。また、激昂してテーブルを叩きつける行為もあり、立場のある人から注意・指導を受けているにも拘らず、真摯に聞く姿勢、態度がないことは大きな問題である。

エ 全国的に報道された事件に関し、所管する自治体に対して、また、以前、(長堀幸朗議員)自身が被害を受けたとする相手方の自治体に対して、クレームメールを議員の職名を添え頻繁に送っていた。後に、メールをやめてもらいたいとする当該自治体から連絡が、当議会事務局にあったことで発覚した。

オ これまでの長堀幸朗議員の言動は「言いたいことを言わせてもらう」と映る。議員は、町民の付託を受けてこの場にいる。言動には重い責任があると思う。しかし、ここ近年、長堀幸朗議員にはそういう言動が見られない。庄内町議会議員ということの重さをしっかり自覚していただき、今後の言動につなげていただきたい。また、審査員の質問に対して誠実に答えていただきたい。

引き続き午後2時45分から、被請求議員より「庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求の件」についての説明を頂き、審査会委員による質疑を行った。

<被請求者への聞き取り内容の要旨>

ア 本当に叩いたのか、本人に確認しないで事務局に連絡したことに対しては、「例えば、暴力を振るわれたら本人に言うのではなく、警察にいうというのがある」という発言であった。このあと、警察にあたる「事務局」と発言している。

また、「わざわざ自宅にやってきて、マスクもしないでいろいろなことを文句いってくるという犯罪をされた」ということについては、二つ目の苦情と発言している。

イ 齋藤秀紀議員に対しては大変腹を立てているということ。また、叩いたか叩いていないか以上に①(直接)家にやってきて②ドアベルを鳴らし③マスクをしていないこと、に対しては「議員、議運の委員長という人がするにはもっての外、横暴」であると。続けて「庄内町の大損害を生じさせます」「私は本町の町民である以上に、本町外の国民であるといったようなごとく…」「議員を終わったあと、この議会や町に対して大変よく思っていないことがたくさんあり、それについて大々的に運動家となり、脅威であると思って間違いありません」「人生それで全部を潰してやるというところがある」と発言。

ウ 8月3日に長堀幸朗議員は聞き取りした際「叩かれた現場を阿部議員が目撃し

ている」と言ったことは事実であるのか確認したところ、阿部議員が「ちらっとぼそっと言ったように聞こえた」と発言。

※ 当時、阿部議員に確認したところ「そのような事実はありません」と回答している。

エ 8月3日の長堀幸朗議員への聞き取りの際、叩いたことを証明できないので「なかったことにしてください」と発言していた。そのことに関しては、副議長から「脅迫・暴力的に言われたため、力に負けて…」と発言。

オ 公務にも拘らず東京の方に行ったことに関しては、「今度の補欠選挙に合わせて辞職することを考えているため」と発言。〇〇〇の教員採用試験の二次試験を教員採用試験に合格すれば、議員を辞職するつもりとのこと。なお、同僚議員に「次の仕事を考えた方がいい」などと言われてきたことも、再就職先として受験した理由の一つであった。ただし、採用がない場合は議員を続ける考えである。これに関しては、生活がかかっていることを理由としている。

次回の日程は、令和2年10月1日に開催する。

傍聴者 大瀧国夫（東一番町）、山形新聞社 井上萌々子記者、加藤将展議員、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮 茂議長、請求議員 小野一晴議員

(3) 第3回審査会

令和2年10月1日午後1時25分から、第2回倫理審査会において聞き取りした3人の請求者、並びに被請求者からの発言内容について、感想又は疑問点などを出し合いながら、確認作業を行った。

一定、確認作業終了後、庄内町議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定により、被請求者より弁明を受けた。

弁明を受けた後に考え方をまとめていき、改めて審査会を開催し、審査会の報告書をまとめていくこととした。

なお、本審査会の主な内容は以下のとおり。

ア 前回の発言内容確認と審査の適否について

事案の内容については、齋藤秀紀議員に対する中傷メールに関してであるが、被請求者が過去に行った他自治体に対する（事実を証明する資料はない）中傷メールについても審査の対象とするか議論された。また、前回の聞き取りから2つの事案が請求の対象となるのか、その適否について議論された。

イ 被請求者の弁明について

長堀幸朗議員が弁明の発言をした。発言に対する質問は行っていない。

ウ まとめ

審査会において聞き取りした事項及び弁明を踏まえて、庄内町議会議員政治倫理条例第3条の規定に抵触するかどうか、現段階での委員の見解を確認した。そ

の結果は以下のとおりである。

(1)については3対1で抵触。(2)については2対2の同数であった。

なお、委員からは、①政治倫理審査条例第5条第1項に「疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる」となっているが、文書の中身に、鑑の他に請求理由を記載した方が、より分かりやすく審査しやすいとの意見があった。また、②措置を決定するのが議会運営委員会であるが、その議会運営委員会の構成員と請求者の絡みについても、別のやり方があるのではないか、調査・検討しなくてはならないのではとの意見があった。なお、今後、検討に値する内容であるので、次回、または今後引き継ぐものとして整理して対応していくとした。

次回は10月9日(金)午前9時30分から、委員会室1において開催する。

傍聴者 山形新聞社 井上萌々子記者、加藤將展議員、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮 茂議長、藤田賢史(庄内町)、井上孝二(酒田市)

(4) 第4回審査会

令和2年10月9日午前9時27分から、本付託事件に対する審査結果報告書の内容を確認し、倫理条例第7条第6項の規定に基づき議長に報告することを決定した。

傍聴者 山形新聞社 井上萌々子記者、兼古 茂(東一番町)、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮 茂議長、請求議員 小野一晴議員

3 審査結果

本審査会は、付託された事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

(1) 令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤秀紀議員から叩かれたとする苦情とその後の行為について

ア 長堀幸朗議員は「叩いた人」が齋藤秀紀議員であるのか、しばらく曖昧にしていたが、9月14日の聞き取りの際は、齋藤秀紀議員であると明言した。しかし、それを証明するものはない。10月1日の弁明において、この件に関する発言はない。

一方、請求議員である齋藤秀紀議員についても叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていない。

したがって、長堀幸朗議員が齋藤秀紀議員、また、議会事務局に送付したメールの内容についてのみ総合的に判断することとした。

イ 齋藤秀紀議員が謂れの無い疑いをかけられたことに反論することは、心情的なことを鑑みれば至極当然のことである。長堀幸朗議員の自宅に行ったことは、普段、長堀幸朗議員が電話に出ないためであり、自宅が近所であるので直接訪問す

ることはごく当たり前の行為と考えられる。その際、ドアベルが壊れているのに無断で触ったことや、とくにマスクをしていなかったことを長堀幸朗議員は痛烈に批判している。ただし、庄内町では新型コロナウイルスの感染者が出ていない中ではあったものの、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった。

ウ その後、齋藤秀紀議員が（長堀幸朗議員の）自宅へ訪問した際の行為に関し、苦情のメールを議会事務局へ送っている。その内容は齋藤秀紀議員の役職や人格を誹謗中傷するものであった。前述の状況から、齋藤秀紀議員がメール内容のように批判されることは筋違いと考えるが、9月14日の聞き取りの際は、メールの内容を修正することはなく、また、10月1日の弁明にもなかった。

エ また、9月14日の聞き取りの際、本当に叩かれたのか質していく中で、これまでの本町議会や一部の議員、また、町に対しても不満を持っているとした発言と併せ、議会や町に対して脅迫と取れる発言があった。

オ 今回の請求された事案の内容は、叩かれたとする苦情とその後も含めた一連の行為について、叩かれたことを本人に確認せず、また証明しないまま一方的に決めつけたことに始まっている。更に、事実無根であることを申し出た齋藤秀紀議員の行為に対し、その心情を察せず誹謗中傷するメールを事務局へ送付したことは、聞き取りにおいて議会や町に対して不満があったとする長堀幸朗議員の発言もあり、その積み重ねがメールの内容に表れたとも思われる。

しかし、事実を証明しないまま他人を巻き込んで苦情メールを送る行為で、自らの不満等を解決できると考えるのであれば、送った相手方に多大な迷惑をかけることとなり、間違った行為である。

したがって、第1号の事案とその後の脅迫的な発言については、一切弁明していないことを鑑みても、全会一致で政治倫理基準に抵触するとの意見となった。

(2) 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を、私事都合であったにも関わらず欠席した行為について

ア 公務を欠席した理由に関して、長堀幸朗議員としては、同僚議員から「次の仕事を探した方がいい」などと愚弄されてきたと受け止めている。その上で、将来の就職先として教員採用試験を受験するため欠席したもの。

イ 広報常任委員会の開催日を決める際に、長堀幸朗議員が日程調整を申し出なかったことに問題があるものの、公務を欠席したことに関しては反省しており、10月1日の弁明においても、何度か謝罪している。

ウ 開催日の変更を申し出ないで、公務を欠席したことは問題であるという意見がある一方で、事実、公務を欠席したが、欠席届は出していること、また、公務を欠席したことについては謝罪していることから、政治倫理基準には抵触しないとする意見に分かれた。

以上のことから、(2)については、一定、謝罪に徹する姿勢があったところであるが、(1)の長堀幸朗議員が行った行為は、叩かれたことが証明できない中で、一方的に相手方を非難しており、一連の行為に一切反省の色はない。審査委員の全会一致で庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に抵触すると判断した。

以上。

○石川 保委員長 副委員長の方から読み上げていただきました。一部途中で、3ページ目のこの何箇所かありますが、「～と発言。」というところで途切れている部分については、4箇所あるのかな、訂正なっている部分もありますが直りきらない部分もあります。(2)の末尾、イの末尾、ウの末尾、エの末尾、オの2行目かな。以上5箇所のようにですが。

○事務局長 全体的なところで抜けている部分とか修正していただきたいところを申し上げます。1ページから申し上げますと、2「審査の経過」の(1)表題の次、令和2年9月2日の次に時間を入れたいと思います。午後1時20分。

報告書の全体ですが、元号が入っていない何月何日というものが多数あったので、元号令和2年というところをすべて入れるようにしたいと思います。

あと3ページ、1行目中盤、「今後の言動につなげていただきたい」が平仮名で書いてあります。この2行目の「いただきたい」も平仮名ですが、次の「引き続き」からの2行目が漢字になっていますのでここを統一するように。

○阿部利勝委員 漢字に統一ですか、平仮名に統一ですか、どちらですか。

○石川 保委員長 漢字で。

○事務局長 4ページ、(3)のウですが、「(1)については」「(2)については」としてありますが、(1)(2)の表記がどの括弧が(1)(2)になるのか分からないので、1ページ目の下の方にアがありますが、事案内容の第1号について、2ページ目のイに事案内容第2号についてということで……。修正させていただきたいと思います。

同じく6ページ、最後のページの最後の文についても同様です。

4ページに戻りたいと思います。傍聴者の一番下の行ですが、藤田賢史さん、庄内町となっていますが、払田です。修正させていただきます。

以上です。

○石川 保委員長 ただいま局長の方から、それぞれ1ページ目から最後6ページ目まで文言の整理、あるいは修正についての提案がありました。

そのように訂正していかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 では訂正することといたします。

暫時文言整理のため休憩いたします。

(14時16分 休憩)

○石川 保委員長 再開します。

(14時28分 再開)

改めて副委員長から読んでいただいた審査結果報告書に修正箇所がございますので、今度については事務局の方から説明していただけますか。

○事務局長 それでは1ページ目から説明いたします。大きい2の(1)、令和2年9月2日の次に「午後1時20分」を追加しております。1ページの下の方、ア、「令和2年」を追加いたします。

2ページ目でございます。1番上の1行目です。中段、2日後の「令和2年」を追加。次に、イの最初の1行目、「令和2年」を追加しております。この行の後ろの方、これも「令和2年」を追加。次がイの最初、令和2年を追加しております。下の方ですが、少し修正させていただいたのですが、エの3行目、「後に、メールをやめてもらいたいとする当該自治体から連絡が、当議会事務局にあったことで発覚した。」、これが前の文章ですが、少し修正して「後に、メールをやめてもらいたいとする連絡が、当該自治体から当議会事務局にあったことで発覚した」とします。

3ページ、「いただきたい」2箇所ありますが漢字に直しました。中段、イ最後が「発言」となっていました「発言している」。ウの冒頭、「令和2年」を追加しております。最後に「発言している」を加えております。エの冒頭、「令和2年」を追加しています。エの3行目の最後、「発言している」を加えております。オの2行目ですが「発言している」を加えております。

4ページ、ウのまとめの「その結果は以下のとおりである。」の次です。(1)としていたんですが、「事案の内容の第1号について」、(2)を「内容の第2号について」に修正。その下の方です。今回は「令和2年」を加えております。

次のページです。傍聴者で(庄内町)を(払田)に。3番審査結果のア、9月14日の前に「令和2年」を追加。次の行の10月1日の前に「令和2年」を追加。下の方、ウの4行目、9月14日の前に令和2年を追加します。次の行10月1日の前にも加えております。エの9月14日の前にも加えております。

最後のページになります。イ、10月1日の前に「令和2年」を加えております。最後、以上のことから次に、(2)を「事案の内容の第2号について」、その次の(1)の部分については「事案の内容の第1号について」ということで訂正しております。

○石川 保委員長 ただいま事務局長の方から修正箇所の説明をいただきました。以上で間違いないと確認したところであります。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 それでは、お手元にありますように、庄内町議会議員政治倫理審査会の審査結果報告書については、ただいまの修正箇所も含めてこれで報告書としたいというふうに思います。

なお、本日付けで庄内町議会議員政治倫理条例第7条第6項の規定により、吉宮議長宛に報告をさせていただきたいと思っております。その際はどうでしょうか、今議長もいらっしゃるといふことなので、そこまで同席していただいて、鏡も含めて私の方から手渡しをさせていただくということとさせていただきますと思っております。

改めて申し上げますが、先程の審査結果報告書について2箇所ほど位置ずれがあった関係でもう一度訂正をさせていただきたいと思っておりますが、軽微なことですので、事

務局の方にそれを委ねたいと思います。改めて申し上げますが、庄内町議会議員政治倫理条例第7条第6項の規定により、本職名で議長宛にこの報告書を提出させていただきたいと思います。先程の訂正の箇所もありますので、時間としては14時50分を目処に議長宛に報告をさせていただきたいと思いますが、その際委員の皆さんからは同席していただきたいというふうに思います。

以上のようなことで決定していかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 それでは、以上をもちまして(1)庄内町議会政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求については終了いたします。

(2)その他ですが、何か事務局の方ではございますか。皆さんの方ではございますか。

(「なし」の声あり)

○石川 保委員長 それではないようですので、(2)のその他についても終了します。3の「その他」ですが、(1)の方にも関係いたしますが、今後の課題として指摘されている事項がございますので、それについては本職の方に委ねいただきながら、議長の方と相談をしながら、今後の全員協議会なりで対応について協議をさせていただき、形としては議会運営委員会となると思いますが、議会運営委員会としての仕事も大変ありますので、その辺のことを少し議長の方と調整をさせていただいて、課題としてこういうことがあったよと報告をしながら対応を検討させていただきたいということを申し上げておきたいと思います。ご理解をお願いいたします。

○石川 保委員長 以上をもちまして、庄内町議会議員政治倫理審査会を終了します。長い間どうもご苦労さまでした。

(14時39分 閉会)